

経 済 協 議 会 協 議 事 項

日時	令和4年2月16日(水)
	午前10時
場所	第二委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）の概要について
- 2 八戸北インター第2工業団地造成（調整池地盤改良工）工事請負の一部変更契約の締結について
- 3 令和3年度米価下落対策助成金の申請状況について
- 4 第2次八戸市中央卸売市場経営展望（経営戦略）の策定について
- 5 地方卸売市場八戸市魚市場事業に係る経営戦略の策定について

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）の概要について

1 条例制定の目的

この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業」という。）の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 経緯

市内企業の大多数を占める中小企業は、産業及び経済並びに雇用の担い手として、本市経済の中で重要な役割を果たしてきており、これまで本市では、昭和53年に八戸市中小企業振興条例を制定し、中小企業者又は中小企業団体が行う高度化事業、共同施設設置事業、新事業活動等に対し助成を行ってきたところである。

一方で、近年の社会的・経済的な環境の変化並びに自然災害の頻発及び感染症の世界的な大流行等により、中小企業が厳しい状況に置かれる中、地域社会を構成する多様な主体が連携し、中小企業の振興に向けた取組を行う必要性が高まってきた。このような中で、令和2年10月には八戸商工会議所から、当市の中小企業振興に関する基本理念等を定めた「八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定に係る最重点要望があったことを受け、令和3年度中を目途として基本条例の制定を目指すこととした。

今年度は、学識経験者や関係団体、中小企業経営者等で構成される「八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例検討懇談会」を2回実施し、各構成員から聴取した意見・要望を条例案に反映させたほか、パブリックコメントを実施した。

3 国、県の動向

（1）基本法

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） ※平成11年抜本的な改正

イ 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）

（2）中小企業憲章（平成22年6月閣議決定）

（3）青森県中小企業振興基本条例（平成19年青森県条例第85号）

4 他市の条例制定状況（令和4年2月1日現在）

（1）中核市

62市中28市が制定済（45.2%）

（2）県内各市

10市中4市が制定済（40.0%）

青森市（平成24年6月施行）、十和田市（平成30年4月施行）

三沢市（平成27年12月施行）、むつ市（平成29年4月施行）

〔参考〕パブリックコメントの実施結果

- ・意見募集期間 令和3年12月1日から12月30日まで
- ・意見募集結果 0件

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例（案） 条文構成

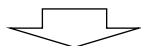
目的（第1条）

中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する。



基本理念（第3条）

- ① 中小企業が本市経済の発展、雇用の創出等に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- ② 中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- ③ 本市が有する地域資源及び産業基盤の積極的な活用により、経営の革新及び創業並びに創造的な事業活動が促進されること。
- ④ 本市経済の循環の促進により、持続可能な地域社会の構築が図られること。
- ⑤ 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に資する環境が整備され、小規模企業の持続的な発展が図られること。
- ⑥ 市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が、中小企業者とともに相互に連携し、及び協力すること。

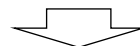


市の責務（第4条）

市の施策の基本方針（第11条）

- ・経営基盤の強化の促進を図る。
- ・地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図る。
- ・販路拡大の促進を図る。
- ・人材の確保及び育成を支援する。
- ・事業承継の円滑化を図る。
- ・資金の供給の円滑化を図る。
- ・地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図る。
- ・中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図る。

【施行期日】 令和4年4月1日



中小企業者の努力（第5条）

中小企業関係団体の役割（第6条）

大企業者の役割（第7条）

金融機関の役割（第8条）

大学等の役割（第9条）

市民の理解及び協力（第10条）

受注機会の確保（第12条）

実施状況の公表（第13条）

中小企業・小規模企業振興会議（第14条）

八戸北インター第2工業団地造成 (調整池地盤改良工)工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名称

八戸北インター第2工業団地造成(調整池地盤改良工)工事

2. 契約者

畑中建設工業株式会社

3. 契約額

変更前 2 2 1 , 3 0 5 , 7 0 0 円

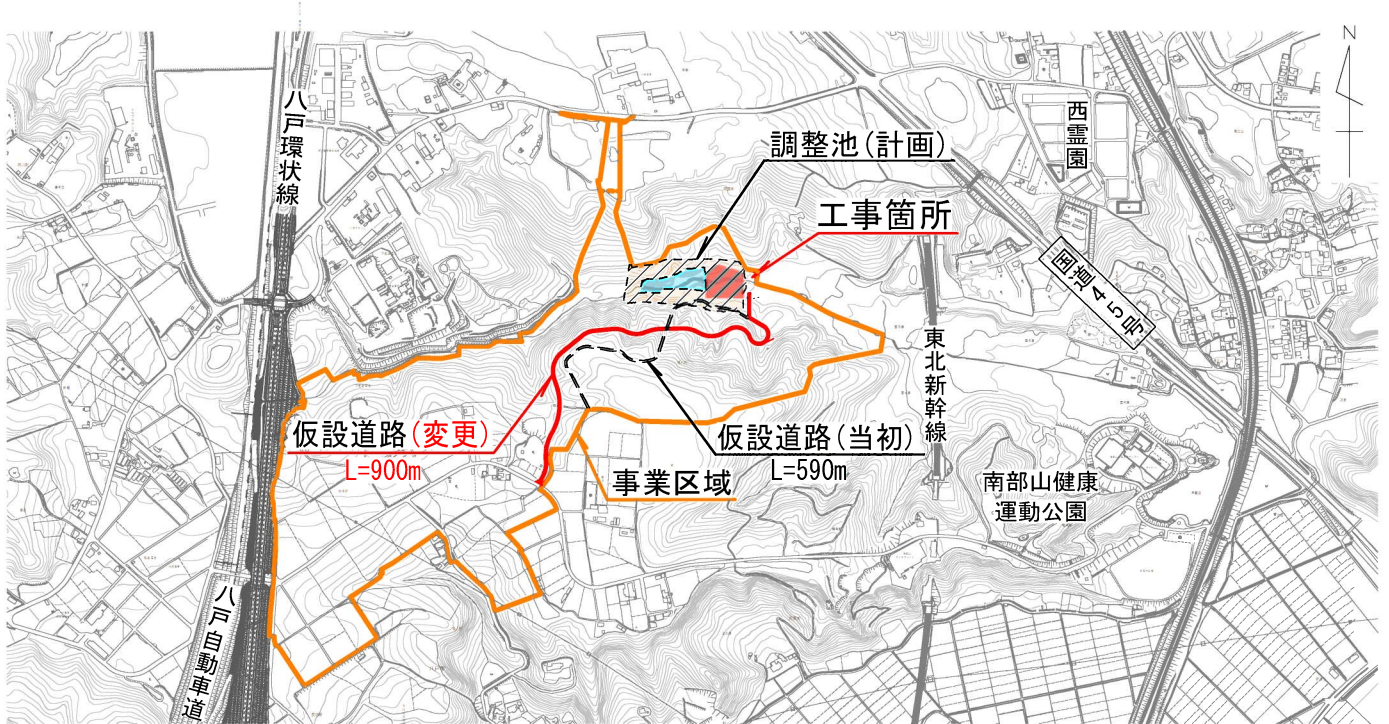
変更後 2 6 4 , 8 3 6 , 0 0 0 円

増減額 4 3 , 5 3 0 , 3 0 0 円 (1 9 . 7 % の増額)

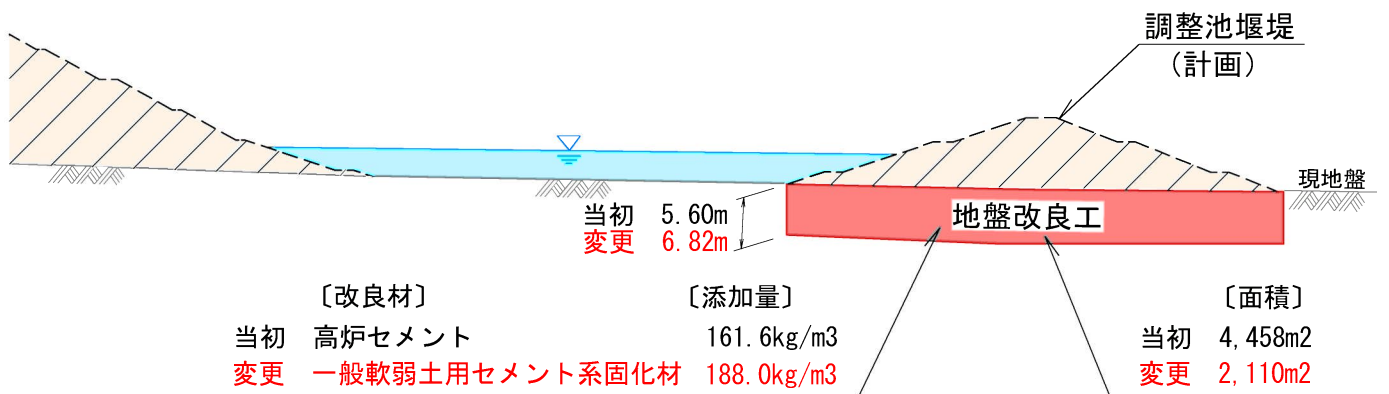
4. 主な変更理由

- (1) 詳細な地質調査及び地盤改良の実施により、軟弱層の範囲が当初想定していた範囲より狭く、層が厚いことが判明したため、地盤改良面積を4,458㎡から2,110㎡とし、改良深を平均5.60mから6.82mに変更。
- (2) 着手前の地盤改良配合試験において、当初想定していた改良材、設計添加量では、必要な強度が確保できないことが判明したため、現地土質に適する改良材、添加量に変更。
- (3) 仮設道路工について、詳細測量の結果、当初想定していたルートでは地形が複雑で改良機等の運搬が困難であることが判明したため、延長及び切盛土を増工し、走行可能な勾配と幅員を確保できるルートに変更。

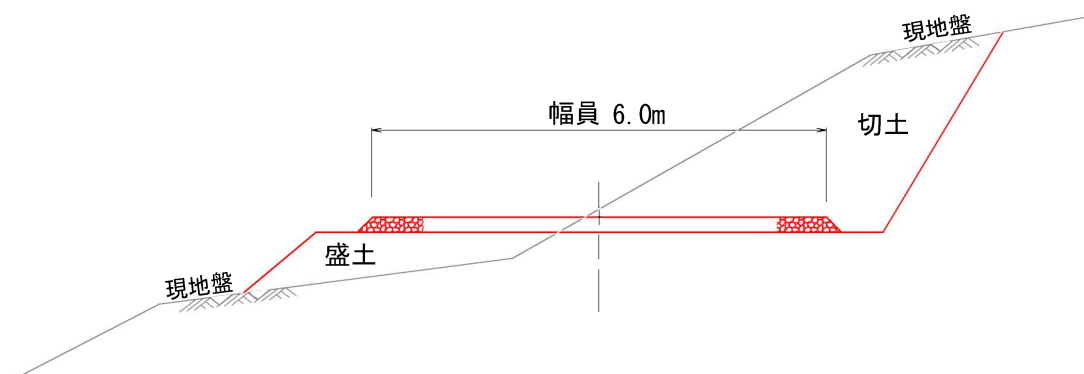
位置図



断面図概略



仮設道路イメージ



令和 3 年度米価下落対策助成金の申請状況について

1 助成金の概要

(1) 目的

令和 3 年度米の生産者概算金の大幅下落により、経済的な影響を受けている米生産農家の生産意欲の維持と経営安定を図る。

(2) 対象者

- ・八戸市農業再生協議会に令和 3 年度水稻生産実施計画書の届出を終えている者
- ・営農継続の意思がある者

(3) 交付額

令和 3 年度水稻生産実施計画書に記載された主食用米の作付面積
1 a (アール) あたり 580 円

(4) 申請期間

令和 3 年 12 月 24 日 (金) ～令和 4 年 2 月 28 日 (月)

※当初、期限を 1 月 31 日 (月) までとされていたが、申請状況を踏まえ、2 月 28 日 (月) までに延長し、未申請者に対し再度案内文書を送付した。

(5) 想定面積 793.1ha (1,210 名)

(6) 予算額 46,000 千円 ※令和 3 年 12 月補正

2 申請状況 (R4.2.10 時点)

(1) 申請者数 1,049 名 (全体の約 87%)

(2) 交付者数 941 名 (全体の約 78%)

(3) 交付済額 40,438,760 円 (全体の約 88%)

第2次八戸市中央卸売市場経営展望（経営戦略）の策定について

1 策定の目的

当市場では、農林水産省の第9次卸売市場整備基本方針において「経営展望」を策定することが示されたことから、平成25年1月に第1次となる「経営展望」を策定した。

この度、卸売市場法の改正により制度が大きく変わったこと、直販やネット販売などの市場外流通が増加傾向にあり、依然として卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況であることから、変化する社会情勢に対応できるよう、第2次となる「経営展望」を策定したもの。

また総務省では、今後、少子高齢化や施設の老朽化が進み、公営企業も経営環境が厳しくなることを踏まえて、安定してサービスを提供するための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めていることから、後半に「経営戦略」を盛り込んで策定した。

2 策定の経過

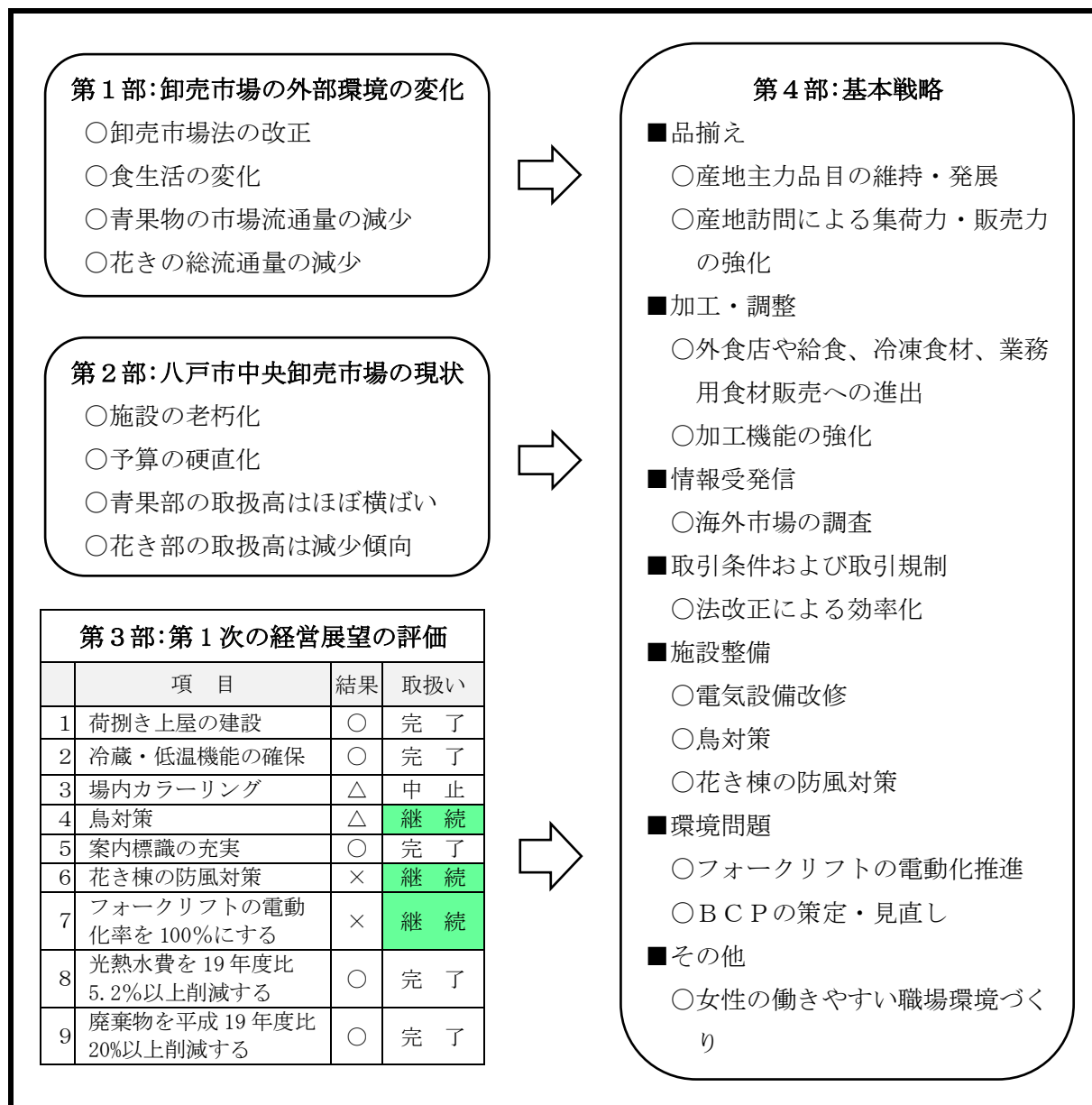
年 月 日	内 容
令和3年10月26日	第1回「中央卸売市場運営協議会」開催 ・内容について運営協議会へ諮問 （委員14名：学識経験者代表3名、市場関係者代表7名、生産者代表2名、消費者代表2名で構成）
令和4年 2月 4日	第2回「中央卸売市場運営協議会」開催 ・運営協議会から、内容について答申

3 計画期間

10年間（令和4年度から令和13年度まで）

4 第2次八戸市中央卸売市場経営展望（経営戦略）の概要

別紙のとおり



○ 経営戦略の概要

経 営 の 基 本 方 針	1. 安全・安心な生鮮食料品等の集荷・分荷機能の維持 2. 適正な価格形成及びそれに係るスムーズな代金決済機能の維持 3. 安全・安心な生鮮食料品等の安定供給を図るための施設の維持・管理
将 来 の 事 業 環 境	○取扱高は、産地市場の優位性があるため小幅な減少に留まると想定 ○使用料収入は、施設に増減予定がないこともあり、ほぼ横ばいで推移すると想定
投 資 及 び 財 源 の 目 標	○使用料収入の範囲内で、計画的に施設の老朽化対策等を実施することで投資を抑制 ○繰入金に頼らない経営を目標とする

第2次

八戸市中央卸売市場経営展望



策 定 日	令和4年2月
計画期間	令和4年度～令和13年度

八 戸 市

目 次

はじめに	1
第1部 卸売市場をめぐる外部環境の変化	
1. 卸売市場法の改正	3
2. 世帯の構造と食の変化	5
3. 青果における市場流通	7
4. 花きにおける市場流通	8
第2部 八戸市中央卸売市場の現状	
1. 八戸市中央卸売市場の概要と施設の修繕予定	9
2. 八戸市中央卸売市場の予算構造	10
3. 青果部の取扱金額の増減率比較	11
4. 花き部の取扱金額の増減率比較	12
第3部 第1次八戸市中央卸売市場経営展望の評価	
1. 施設整備関係及び環境問題についての評価	13
2. 公共的役割の推進についての評価	15
第4部 基本戦略	
1. SWOT分析	16
2. 行動計画	18
3. 経営戦略	22
4. 投資・財政計画（収支計画）	29

はじめに

経営展望の策定の背景及び目的

卸売市場は、全国各地から生鮮食料品等を集めてきて分配するという「集荷・分荷機能」、需要と供給を反映し、公正な価格を決定する「価格形成機能」等があり、生鮮食料品等の安定供給という大切な役割を担っています。

しかし、流通形態の多様化により、生産者が直接消費者に販売したり、販売者が直接産地から取り寄せて販売する、いわゆる市場外流通が年々増加傾向にあり、卸売市場を取り巻く環境は厳しく変化しています。

このため、卸売市場は統廃合や業務形態等を工夫する等して生き残りを模索する時代へと変わり、かつて全国各地に整備された卸売市場の数は減少し、中央卸売市場に至っては、この15年間で25.6%も減少しました（下表のとおり）。

○平成17年度と令和元年度の比較

	① 中央 卸売市場	地方卸売市場				市場全体 ①+②	公設 ①+③
		② 計	③ 公設	④ 3セク	⑤ 民設		
平成17年度	86	1,286	150	39	1,097	1,372	236
令和元年度	64	1,009	147	31	831	1,073	211
減少数	22	277	3	8	266	299	25
減少割合	25.6%	21.5%	2.0%	20.5%	24.2%	21.8%	10.6%

※農林水産省「令和2年度版 卸売市場データ集」より

そして、国では平成22年の「第9次卸売市場整備基本方針」において、中央卸売市場は、将来を見据えた経営戦略的な視点から、将来の方向性を検討し実行に移す体制を構築することが重要であり、市場の活性化を図るための行動計画である「経営展望」を策定することが必要であるとししました。

当市場では、平成25年1月に「経営展望」を策定しましたが、平成29年の見直し時期には、卸売市場法の抜本改正が予定されていたことから、施行されるまで見送ることとししました。

令和2年6月21日施行の改正卸売市場法では、いくつかの規制が撤廃されたことにより取引等の自由度が増した反面、変わりゆく環境に市場自らが適応できる体制づくりが求められるようになったことから、少子高齢化・単身世帯の増加等による消費者ニー

ズの変化や市場外流通への対応等、変化する社会情勢に対応していくために、当市場としても、より一層経営体質の強化、市場の活性化等を行わなくてはなりません。

また、総務省では、各公営企業に対し、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしているため、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めているところです。

このことから、今回、過去に策定した「経営展望」を見直し、今後の当市場の行動計画である「第2次 経営展望」を策定することとしました。



第 1 部 卸売市場をめぐる外部環境の変化

1. 卸売市場法の改正

時代の流れに対応するために、今まで何度か卸売市場法が改正されてきましたが、平成 30 年の改正は、インターネットの普及で流通の多様化が進んだこと、また情報格差がなくなり価格のつり上げがしにくい環境になっていること等から、今後は、卸売市場においても、創意工夫を生かした取り組みの促進、物流コストの削減、品質・衛生管理の強化、取引の適正化が求められるという観点から行われたものです。

そして、経済社会情勢の変化を踏まえて、合理的理由に当てはまらなくなっている規制は廃止するとの考えの下、護送船団方式から一転して国の関与・規制を極力抑える方向で改正されました。

市場法改正による主な変更点

業者等の許認可		改正前	改正後
	開 設 者	農林水産大臣による <u>認可</u> （都道府県、人口 20 万人以上の市に限定）	農林水産大臣による <u>認定</u> （要件を満たせば民間又は既存民設市場でも中央卸売市場になれる）
	卸売業者	農林水産大臣による <u>許可</u>	法律上の規定なし（開設者が決定）
	仲卸業者	開設者による <u>許可</u>	
	売買参加者	開設者による <u>承認</u>	
取引規制	卸売業者の第三者販売	原則禁止	法律上の規定なし（開設者が関係者の意見を聞き設定）
	仲卸業者の直荷引き	原則禁止	
	商物一致	原則適用	
その他	開設区域	規定あり	撤廃
	取扱品目	品目ごとに取引方法の制限あり	生鮮食料品等（野菜及び果実の種苗を含む）であれば制限なし

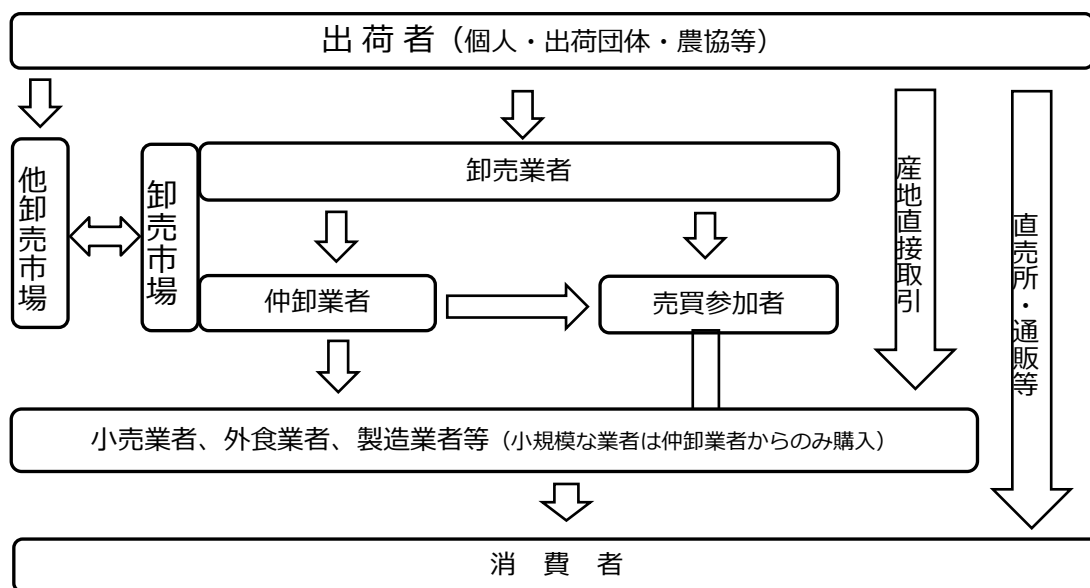
卸売市場法に規定のない項目は、各市場で任意に規定します。このため、今後は各市場で規定が違ふこととなります（法改正の変化を図にしたものを次ページに掲載）。

卸売市場の役割を図にすると下図Aのとおり（輸入品を除く）ですが、卸売市場法の改正により、受託拒否の禁止と差別的取り扱いの禁止等を絶対順守事項としながらも、①卸売業者の第三者販売の制限、②仲卸業者の直荷引きの制限、③商物一致の原則といった取引規制が撤廃されたため、各市場で取引ルールを決定することになりました。

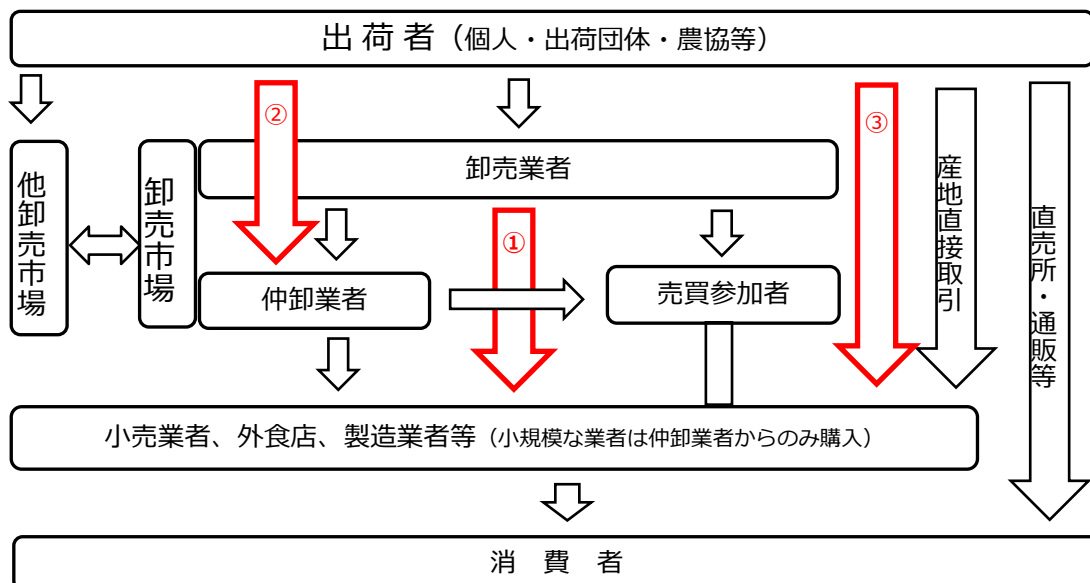
このことから、今後は下図Bのような流れになることが想定されます。

当市場は取引ルールを変更していませんが、今後は周りの市場の状況を注視する必要があります。

図A

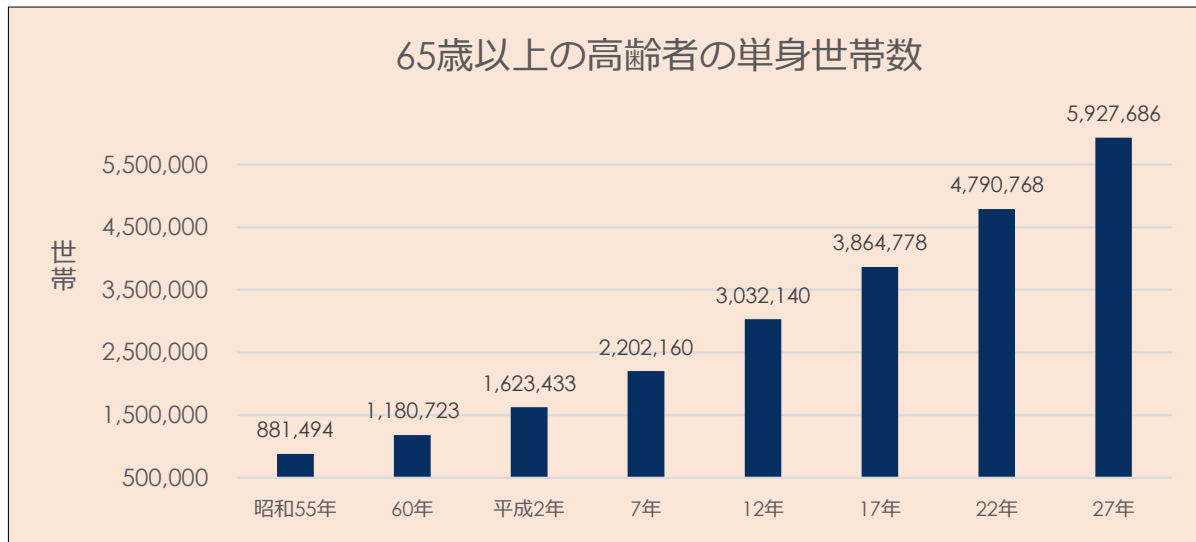


図B



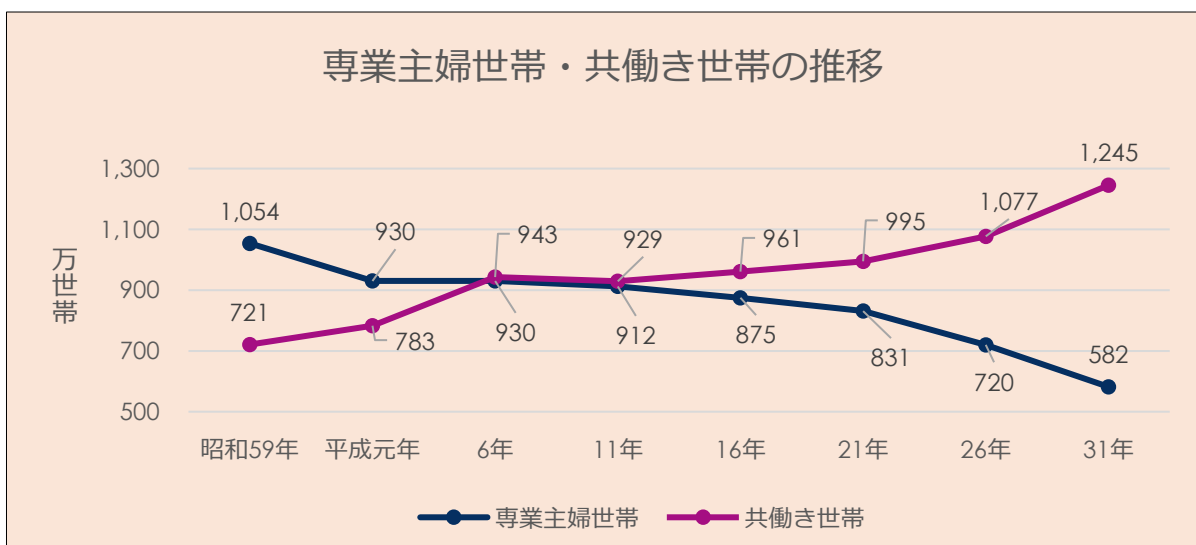
2. 世帯の構造と食の変化

下のグラフは、65歳以上の高齢者の単身世帯数を表したものです。グラフのとおり、年々増加し続けており、昭和55年は881,494世帯でしたが、平成27年は5,927,686世帯と6.5倍以上に増加しております。



※総務省統計局 平成27年国勢調査「第5表 年齢(5歳階級)男女別高齢単身世帯数—全国、都道府県(昭和55年～平成27年)」より

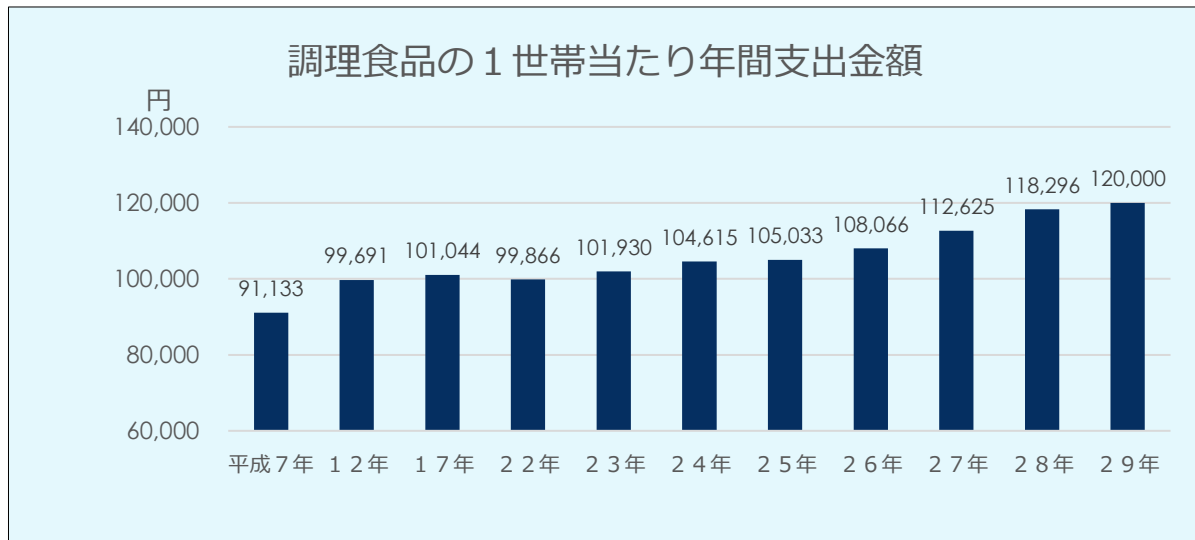
下のグラフは、専業主婦世帯と共働き世帯の数を表したものです。女性の社会進出等を背景として共働き世帯が増加し続けています。昭和59年は専業主婦世帯が1,054万世帯でしたが、平成31年は582万世帯と約55%にまで減少したのに対して、共働き世帯は同期間で約172%の増加となっています。



※令和2年度版 厚生労働白書「図表1-3-14 男性雇用者世帯のうち共働き世帯と専業主婦世帯の推移」より

下のグラフは、調理食品の1世帯当たりの年間支出金額の推移を表したものです。調理食品とは、総菜類やお弁当、レトルト食品、冷凍食品等の完全に調理し料理にまで完成させた食品のことです。

表を見てみると段階的に増加傾向となっており、平成29年の支出金額120,000円は、平成7年の支出金額91,133円の約1.3倍となっています。



※総務省統計局 2017年 家計調査「第10表 1世帯当たり年間の品目別支出金額、購入数量及び平均価格(二人以上の世帯)」より

このように、高齢者の単身世帯や共働き世帯の増加等により、調理にかかる時間が減少したため、手軽に食べられる加工品・中食（惣菜や弁当を購入して持ち帰るまたは、配達等してもらい家庭で食べる形態）の需要が伸びました。このことから、今後も加工品等の需要は増加し、次第に介護食や給食等の市場も増加すると想定されます。

また、他に日本人の食の変化について言われていることとして、

- ・食の欧米化により和食離れが進んだ結果、生鮮食料品の摂取量が減少したこと
- ・労働形態の変化により、特に米を中心として個人の食料消費量が少なくなったこと
- ・若者を中心として、朝食を省くことがあること、お菓子等で済ませることがあることが挙げられています。

野菜等の摂取は、不足しがちな食物繊維を摂取できる等、食のバランスをとる上で不可欠なものです。また、成人病の予防にも効果があります。しかし、販売されている弁当を見ると、未だに揚げ物等が多く野菜不足の感じは否めないため、加工・食材業者のニーズに対応することで、野菜不足の解消に貢献できる可能性はがあると想定されます。

3. 青果における市場流通

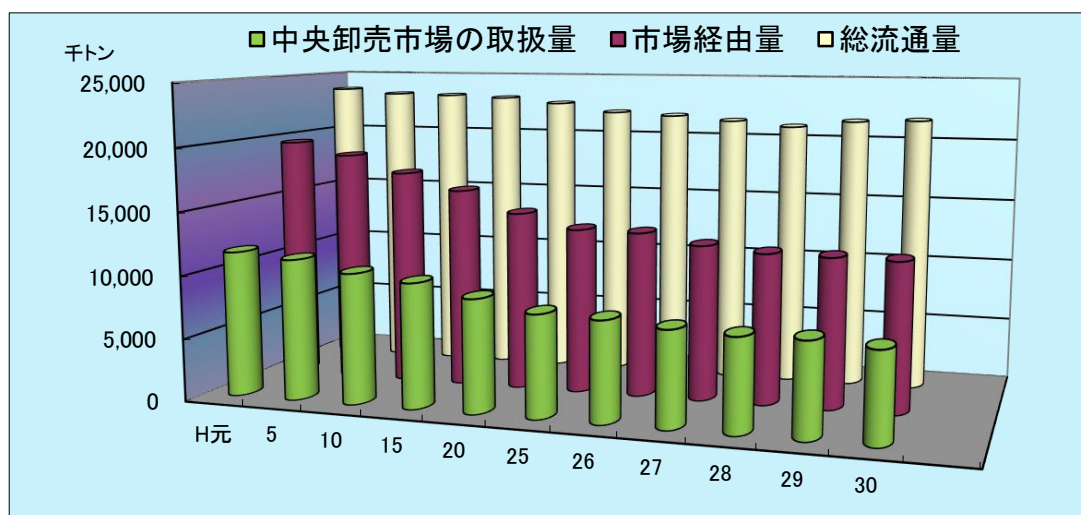
卸売市場における近年の取扱量は、市場外流通の影響を大きく受けています。

下の表は、青果の総流通量（輸入品及び加工品を含む）と、その中に占める市場（中央及び地方等卸売市場）の経由量、さらに中央卸売市場のみの取扱量の比較です。「総流通量」がゆっくり減少している中、それ以上に「市場経由量」の落ち込みが激しいことが分かります。これは、

- (1) 小売業が生産者と契約して直接仕入れて販売する形態の増加
- (2) 大手小売業が直接農場を経営して販売する形態の増加
- (3) 農家の産直等の増加
- (4) 輸入品の増加（その多くは商社が取扱いしているため）
- (5) 加工品の増加（冷凍食品や調理済食材）
- (6) 通信販売の増加

によるものです。

一方で、国産青果物の市場経由率については、80%程度で推移しており、依然として卸売市場が、消費者に対して国産青果物の供給に果たす役割は非常に大きいことが分かります。



※農林水産省「令和2年度版 卸売市場データ集」より

単位: 千トン

年度	総流通量 (A)	市場経由量 (B)	市場経由率 (%) (B)/(A)	中央卸売市場の取扱量 (C)	中央卸売市場の経由率 (%) (C)/(A)	国産青果物の市場経由率 (%)
H元	23,661	19,558	82.7	11,597	49.0	
5	23,313	18,602	79.8	11,222	48.1	
10	23,248	17,265	74.3	10,382	44.7	
15	23,094	15,986	69.2	9,903	42.9	
20	22,699	14,307	63.0	8,963	39.5	
25	22,019	13,202	60.0	8,091	36.7	85.8
26	21,809	13,137	60.2	7,942	36.4	84.4
27	21,475	12,352	57.5	7,556	35.2	81.2
28	21,080	11,959	56.7	7,349	34.9	79.5
29	21,593	11,896	55.1	7,406	34.3	78.5
30	21,757	11,838	54.4	7,073	32.5	79.2

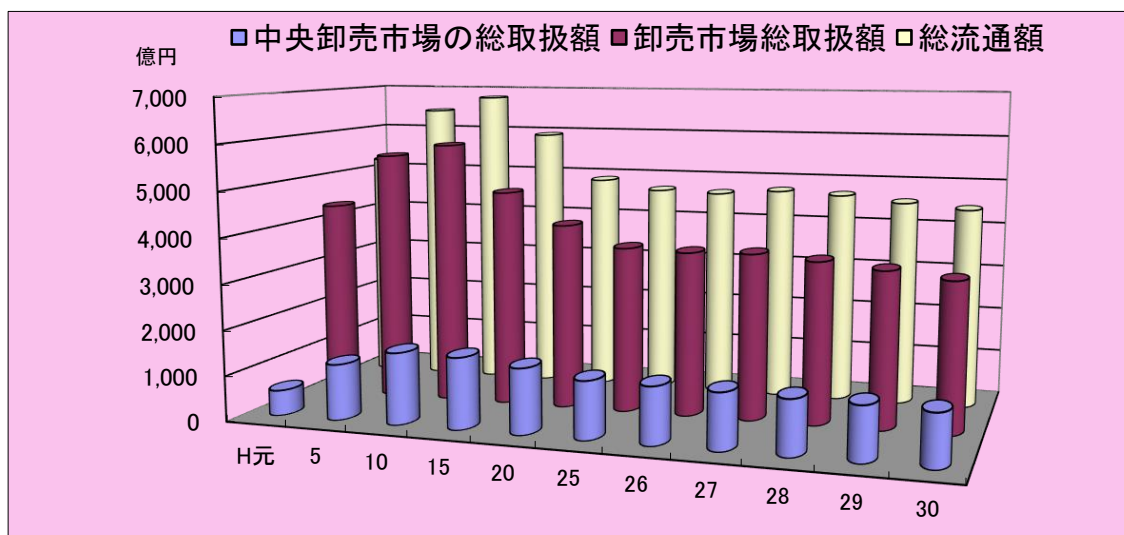
4. 花きにおける市場流通

花きは、中央卸売市場法から卸売市場法に替わった昭和46年から取扱品目に加わりました。下の表は、国内での総流通額と、その中で卸売市場の総取扱額、そして中央卸売市場のみの総取扱額の比較です。

総流通額は平成5年度頃から平成10年度頃にかけて増加しましたが、それ以降は減少かほぼ横ばいとなっています。花きは、嗜好品のため景気の影響を受けると言われています。厚生労働省調査の1世帯当たり平均総所得金額によると、最も多い時期は平成5年から平成11年までの間でした。また、人口のピークは平成16年であったため、平均所得や人口の減少に連動している傾向がみられます。

このため、今後は総取扱額が増加していくことは難しく、花きの中央卸売市場でも平成21年度に23市場あったものが、平成30年度には14市場となり約40%も減少し、地方卸売市場でも約9%の減少となるなど、市場規模の縮小が続いています。

しかし、グラフを見て分かるとおり、花きは青果ほど市場外流通が進んでいません。これは、実際に見て購入する人が多いことから通信販売が難しいこと、また多品種少量で取引されるため、卸売市場における品質の目利き能力や実需者の動向等に対応できる取引の方が合理的であることが要因と言われています。



※農林水産省「令和2年度版 卸売市場データ集」より

単位:億円

年度	総流通額 (A)	市場経由額 (B)	市場経由率 (%) (B)/(A)	中央卸売市場 の取扱額 (C)	中央卸売市場の 経由率(%) (C)/(A)
H元	5,247	4,355	83.0	559	10.7
5	6,465	5,549	85.8	1,228	19.0
10	6,796	5,819	85.6	1,573	23.1
15	5,925	4,791	80.9	1,563	26.4
20	4,885	4,105	84.0	1,431	29.3
25	4,685	3,655	78.0	1,264	27.0
26	4,649	3,616	77.8	1,250	26.9
27	4,745	3,647	76.9	1,228	25.9
28	4,689	3,547	75.6	1,197	25.5
29	4,560	3,420	75.0	1,176	25.8
30	4,451	3,276	73.6	1,137	25.5

第2部 八戸市中央卸売市場の現状

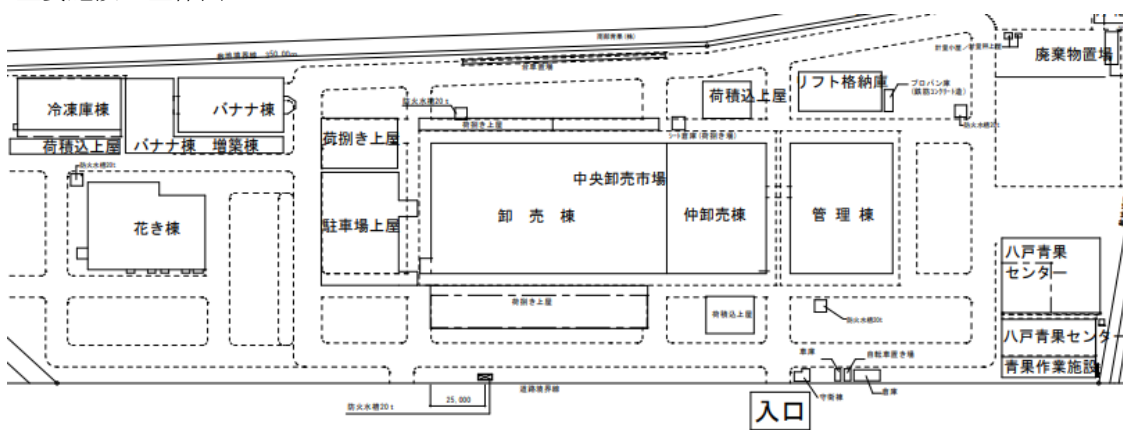
1. 八戸市中央卸売市場の概要と施設の修繕予定

八戸市中央卸売市場は、青森県の南東部に位置しており、昭和52年10月27日に開場しました。青果部は昭和52年11月2日に業務を開始、令和3年4月1日現在で、卸売業者1社、仲卸業者7社で構成され、花き部については、平成5年度に施設建設に着手し、平成6年6月1日に業務を開始、令和3年4月1日現在、卸売業者1社、仲卸業者4社で構成されています。また、専属の運送業者や関連事業者も営業しており、市場機能を補完しています。八戸市の周辺は、りんご・いちご・ぶどう・ながいも・にんにく・ごぼう等の青果物の優良な産地を控えており、特に、にんにく、ごぼうは出荷量が日本一で、ながいもは2位の出荷量を誇ります。他にも、青森県はカブやにんじん、メロン等でも有名です。

また、立地についても高速道路やフェリー、鉄道に比較的アクセスしやすい場所に位置しています。

令和3年10月で開場してから44年を迎えましたが、施設の老朽化や地盤沈下により、今後は施設維持費が大きくなることが課題となっています。また引き続き、コールドチェーン対策も推進していかなければならず、計画的な修繕が必要となっています。なお、今後の修繕は下記の表のとおり予定しています。

主要施設の全体図



今後の修繕予定

対象箇所等	内容	実施予定年度					
		R4	5	6	7	8	9～13
青果部 卸売場棟	屋根・内外壁塗装	●	●				
〃 仲卸売場棟	重量シャッター修繕	●	●	●	●	●	●
青果部 仲卸売場棟	電気設備改修		●				
管理・関連店舗棟	屋根・内外壁塗装				●	●	●
	電気設備改修	●	●		●		●
	送排風機修繕					●	
バナナ加工棟	排水ポンプ修繕			●	●		
浄化槽機械室	揚水ポンプ修繕	●		●		●	●
花き棟	電気設備改修			●			
	屋根・内外壁塗装		●	●	●		
	排水ポンプ修繕	●	●				
屋外	外構・看板等修繕	●	●	●	●	●	●

※ ●は修繕実施予定年度(八戸市中央売市場個別施設計画より)

2. 八戸市中央卸売市場の予算構造

下のグラフは、中央卸売市場特別会計の令和2年度の決算状況をグラフにしたものです。

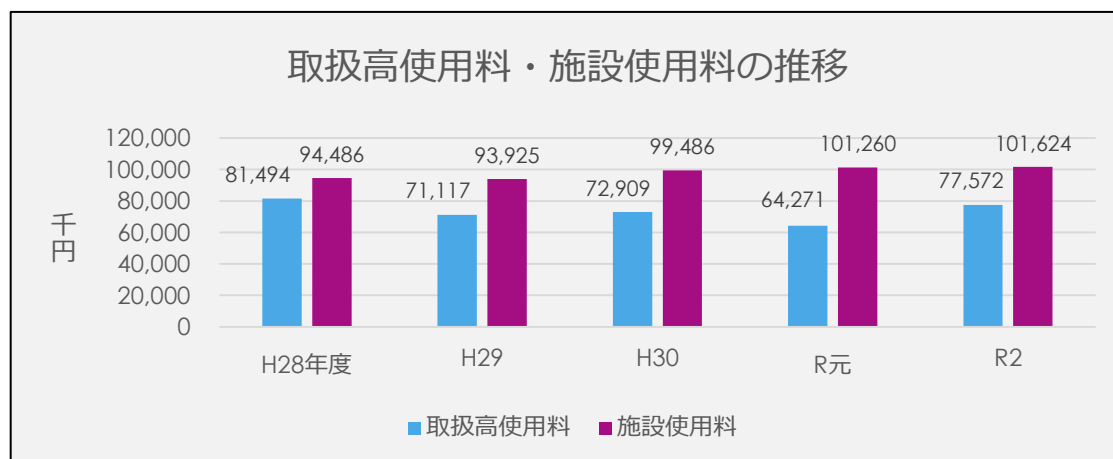
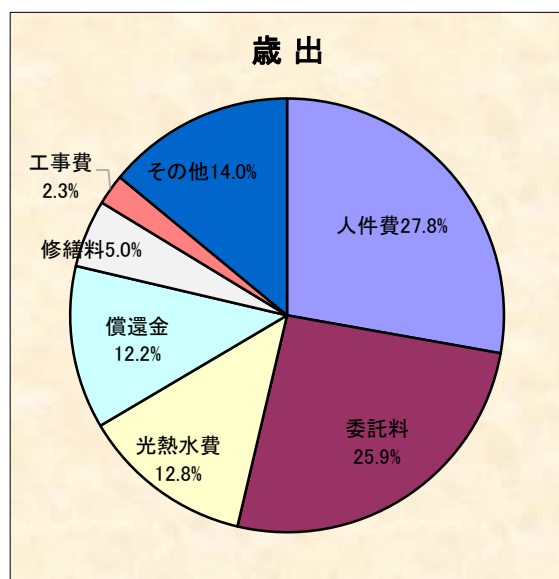
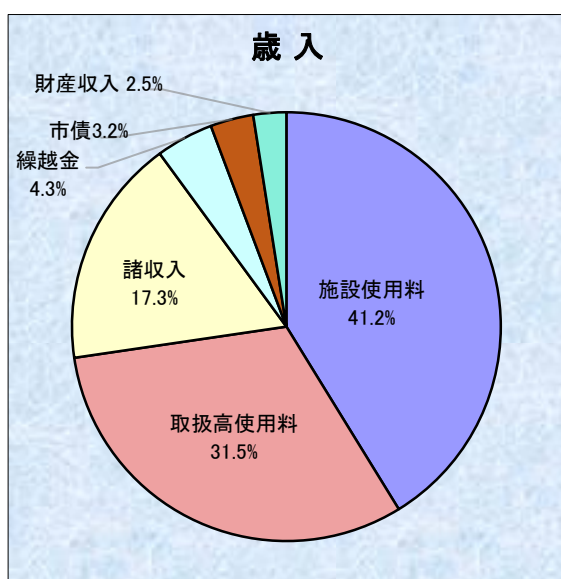
中央卸売市場の会計は、市の一般会計とは別となっており、特別会計として独立採算（支出は収入により賄うこと）を基礎として、合理的・効率的な運営が求められています。

○歳入について

歳入は、施設使用料と取扱高使用料に大きく依存している状況で、歳入の約7割を占めています。また、過去5年間の推移は下のグラフのとおりです。取扱高使用料は場内業者の業績が影響します。市債は借金で、財産収入の主なものは自動販売機の土地貸付収入です。そして、諸収入は電気使用料等の立替払いしているものを徴収しているもので、同じ年に歳出として支出されるものです。

○歳出について

歳出は、人件費と委託料、光熱水費と償還金、その他(主に消費税)の占める割合が多く、見直しが可能なものは人件費と法定点検以外の委託料に限られます。施設の老朽化等への対応のため、今後は計画的な修繕が求められますが、新型コロナウイルスの影響により、市の財政状況も一層厳しいものとなることが予想されます。



3. 青果部の取扱金額の増減率比較

下の表は、取扱金額の増減率の推移について、当市場と全国平均を比較したものです。「中央卸売市場の平均取扱金額」とは、中央卸売市場の青果の総取扱金額をその年の青果の中央卸売市場の数で除したものです。

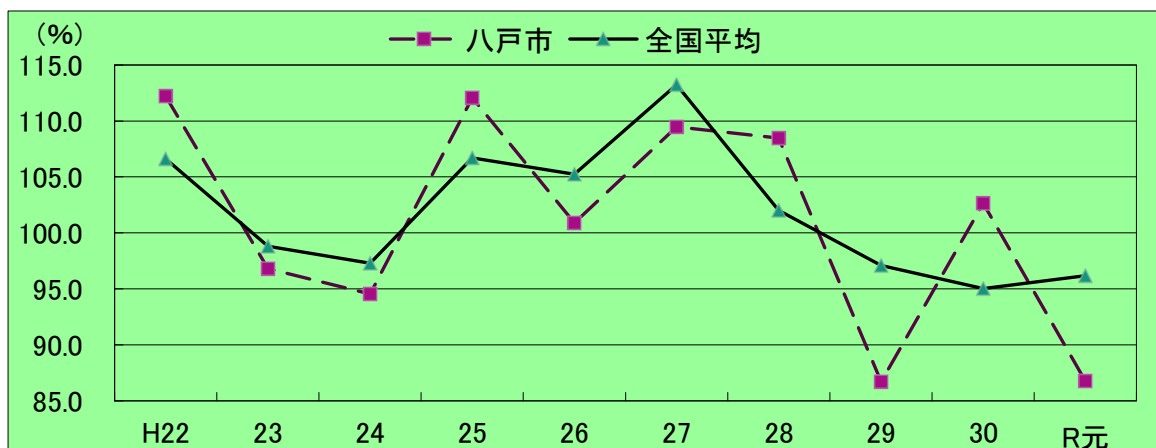
なお、当市場の業績が伸びても、それ以上に他の市場が伸びていれば、それは業績が伸びているとは言えないこと、また東京、横浜、名古屋、大阪で約半分のシェアを占めて、それが数字を上げているため、当市場と中央卸売市場の平均取扱金額の差額を比較しても無理があることから、増減率で比較しました。

当市場の増減率は、平成28年度までは全国平均に近いものとなっていました、平成29年度以降は小幅な動きとなっている全国平均に比べて、大きく増減を繰り返しています。

しかし、当市場は市場外流通が進んでいることも考慮すると、取扱金額を比較的維持できおり、今後も、前回の経営展望策定時のアンケート調査で強みに挙げられた

- ・長期安定的取引を行う業者の存在
- ・従業員の接遇態度が良好であること
- ・専門知識を持っており消費者が納得できる商品知識・目利き能力を有していること
- ・市場同士の情報交換を行っていること

等を引き続き維持していく必要があると言えます。



※ 全国平均は農林水産省「令和2年度版 卸売市場データ集」より掲載。

年度	八戸市の取扱金額(億円)	増減率(%)	中央卸売市場の平均取扱金額(億円)	増減率(%)	八戸市の取扱数量(t)	青果の市場数
H22	208.20	112.2	333.87	106.6	111,361	60
23	201.56	96.8	329.86	98.8	111,069	58
24	190.58	94.6	320.96	97.3	111,696	57
25	213.61	112.1	342.46	106.7	112,803	56
26	215.56	100.9	360.45	105.3	115,100	53
27	235.97	109.5	408.18	113.2	113,618	49
28	255.97	108.5	416.41	102.0	110,346	49
29	221.95	86.7	404.35	97.1	105,616	49
30	227.81	102.6	384.27	95.0	107,667	49
R元	197.64	86.8	369.63	96.2	109,296	49

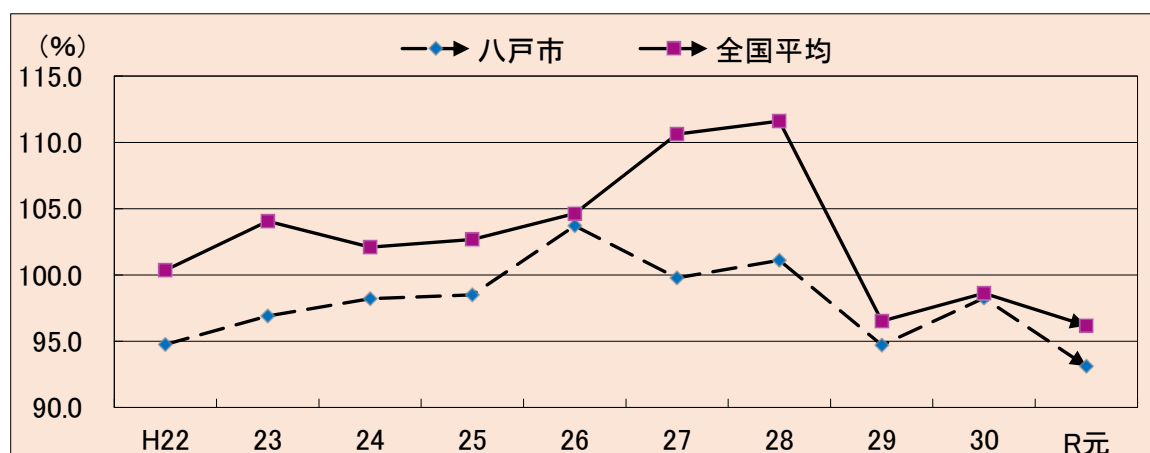
	八戸市	全国平均
過去10年間の平均増減率(%)	101.1	101.8
過去5年間の平均増減率(%)	98.8	100.7

4. 花き部の取扱金額の増減率比較

下の表は、当市場と中央卸売市場の全国平均を比較したものです。また、「中央卸売市場の平均取扱金額」とは、中央卸売市場の花きの総取扱金額をその年の花きの中央卸売市場の数で除したものです。

なお、青果と同じで、大都市の市場が中央卸売市場の平均取扱金額を押し上げていることと、中央卸売市場の数が減少しているため平均取扱額が増加しているように見えることから、金額の開きではなく増減率で比較しました。

当市場の場合は、過去10年間で全国平均を常に下回っており減少の一途を辿っており、改善策が必要であると言えます。



※ 全国平均は農林水産省「令和2年度版 卸売市場データ集」より掲載(単位が億単位での公表のため若干誤差がある)。

年度	八戸市の取扱金額(百万円)	増減率(%)	中央卸売市場の平均取扱金額(百万円)	増減率(%)	八戸市の取扱数量(千本・千鉢・千個)	花きの市場数
H22	1,340	94.8	6,118	100.4	20,196	22
23	1,298	96.9	6,367	104.1	20,607	21
24	1,274	98.2	6,500	102.1	20,954	19
25	1,255	98.5	6,674	102.7	18,715	19
26	1,301	103.7	6,983	104.6	18,222	18
27	1,298	99.8	7,725	110.6	18,006	16
28	1,312	101.1	8,621	111.6	16,929	14
29	1,243	94.7	8,321	96.5	15,359	14
30	1,222	98.3	8,207	98.6	14,367	14
R元	1,138	93.1	7,893	96.2	13,254	14

	八戸市	全国平均
過去10年間の平均増減率(%)	97.9	102.7
過去5年間の平均増減率(%)	97.4	102.7

第3部 第1次八戸市中央卸売市場経営展望の評価

1. 施設整備関係及び環境問題についての評価

次に、平成25年1月策定の「経営展望」の中で掲げた市場機能に係る行動計画について、具体的に数字を目標として掲げた項目について、その達成状況への評価と見直しを行います。

	項 目	結果	評価	見直し後の取扱い
1	施設整備関係	荷捌き施設の上屋の建設	○	完了
2		冷蔵・低温機能の確保	○	完了
3		場内カラーリング	△	中止
4		鳥対策	△	継続
5		案内標識の充実	○	完了
6		花き棟の防風対策	×	継続
7	環境問題	フォークリフトの電動化率を58.5%から100%にする	×	継続
8		光熱水費を19年度比5.2%以上削減する	○	完了
9		廃棄物を平成19年度比20%以上削減する	○	完了

達成状況 ○＝達成 △＝検討中 ×＝未達成

施設整備関係

- ① 荷捌き施設の上屋は平成25年度に建設し、目標を達成したのでこの項目は完了です。
- ② 冷蔵設備は平成29年と30年に建設し、目標を達成したのでこの項目は完了です。
- ③ カラーリングは、塗装修繕の予算要求をしても確保が難しいことから、今後は清掃委託業務を工夫して対応することとし、この項目は中止とします。
- ④ 鳥対策は捕獲籠を置く等の対策を講じていますが、有効な手立てがなく検討中です。このため、次回取組み項目に継続として設定します。
- ⑤ 案内標識は、以前よりも充実されてきました。このため、この項目は完了です。
- ⑥ 花きの暴風対策は、完全に対策をすることは難しいため実施できていません。このため、次回取組み項目に継続として設定します。

環境問題

- ⑦ フォークリフトの電動化については、令和元年度で電動車両71台、非電動車両30台で、70.3%の達成率です。卸売業者は100%、仲卸業者は86%ですが、買参28%でした。今後も、推進

していく必要があるため、次回取組み項目に継続として設定します。

8. 光熱水費については下記の表のとおり、目標値 5.2%以上の削減に対して 7.4%削減できました。しかし、さらなる削減は困難であるため、今後はこの項目は完了として、具体的な目標は立てず、継続して環境負荷の低減に努めていくこととします。

年度	平成 19 年度	令和 2 年度	平成 19 年度比
電気使用量(kWh)	1, 312, 250	1, 470, 775	12.1%
水道使用量(m³)	5, 211	3, 892	△25.3%
L P ガス使用量(m³)	20. 6	24. 7	19.9%
灯油使用量 (ℓ)	5, 582	3, 642	△34.8%
ガソリン使用量 (ℓ)	321. 8	292. 7	△9.0%
		平 均	△7.4%

9. 廃棄物については、下記の表のとおり、20%以上の削減に対して 26.6%削減できました。これは、低温売場の完成により不燃物（生ごみ）が大幅に減少したためです。
さらなる削減は困難であるため、今後はこの項目は完了として、具体的な目標は立てず、継続して環境負荷の低減に努めていくこととします。

種 別		平成 19 年度 単位：kg	令和 2 年度 単位：kg
可燃物		395, 050	277, 350
不燃物		4, 750	400
リサイクル	ダンボール	58, 810	46, 540
	発泡スチロール	1, 600	576
	アルミ・スチール	5, 580	800
	① その他紙	—	1, 500
その他	② 廃プラ（焼却）	—	14, 770
合 計		465, 790	341, 936
比 較			△26.6%

なお、今後の施設整備に関することとして、耐震診断の結果、仲卸棟の耐震性能不足が指摘されたため、仲卸棟の耐震改修が必要となりました。また、法律上電気設備の更新が多く発生することから、仲卸棟の耐震改修と電気設備改修を新たに加えることとします。

2. 公共的役割の推進についての評価

(1) 情報受発信機能の充実

卸売市場は、消費者に生鮮食料品等を届けるために生産者と小売業を結ぶ仕事をしており、最終消費者である個人への販売は行っていないため、原則として関係者以外は立ち入りできない場所となっています。このため、全国から多品種の生鮮食料品等を集めて供給したり、適正な価格形成という公共的な役割があるにも関わらず、その活動があまり知られていないと言われています。

当市場としても、継続して情報の受発信機能の充実を図る必要があることから、従来の小学校主体の市場見学に加えて、大人向けの市場見学会、女性向けの市場見学会、親子の市場見学会を実施してきました。

下の表はその実数ですが、経営展望の策定時は2,300人まで伸ばすことを目標にしていたが届いていません。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で急減に下がりましたが、今後は感染症対策に注意した上で推進していく必要があります。

また、引き続き地元ラジオ局のコーナーでの野菜の紹介や食育への協力を進めていきます。

年 度	H 2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	R 元	2
見学者数（人）	2,108	1,649	1,616	1,916	1,941	1,882	1,082

(2) 災害等への対応

近年では、地震や集中豪雨による自然災害が増加しており、集中豪雨については年に1回以上は全国のどこかで甚大な被害が生じております。当市場でも、東日本大震災の時は混乱の中で業務を行いました。このことから、事業継続計画（BCP）の策定が求められるようになり、前回の経営展望でも、卸売業者・仲卸業者の全てで策定することを目標としました。

結果としては、早々に全てで策定したものの、見直しが不十分となっているため、今後は新型インフルエンザ等編も加えて、最新の状況を反映させる必要があります。

また、当市場には停電時における電源供給体制が整備されていないことから、非常用電源の確保について検討する必要があります。

(3) 衛生管理への対応

食品衛生法の改正で、原則全ての事業所でHACCPに沿った衛生管理が求められるようになりました。市場内の青果の卸売・仲卸業者も対象となっており、食中毒防止への対応等、衛生管理計画を作成し実行に移す必要があります。このため、今後も清掃や衛生管理を徹底していかなければなりません。

第4部 基本戦略

1. SWOT分析

これまで掲げてきた項目及び前回の経営展望において挙げたSWOT分析から今回のSWOT分析を行うと、次のとおりとなりました(太字が今回追加したもの)。

なお、SWOT分析とは、内部環境の強みと弱み、外部環境の機会と脅威の4つの要因を評価し、組合せ、整理し、分析する方法です。

	強み (Strengths)	弱み (Weaknesses)
内部環境分析	<産地> A：(青果) 主力産品(ごぼう、にんにく、ながいも)の存在 <輸送力> B：(共通) 専属の運送会社の存在 <従業員> C：(青果)「野菜ソムリエ」の資格取得による専門知識の向上 D：市場同士の情報交換を行っている。 E：消費者が納得できる商品知識・目利き能力を有している。 F：従業員の接遇態度が良好である。	<設備> G：低温設備の不足 H：(青果) 施設の老朽化 <取引> I：直販への対応 J：ネット通販等の取組みの遅れ <商品> K：(花き) 品揃えの充実 <その他> L：市場の認知度が低い
	機会 (Opportunities)	脅威 (Threats)
外部環境分析	<産地> ①：(青果) 産地市場であることの優位性の発揮 <交通アクセス> ②：利便性が高い <長期的安定取引> ③：(青果) 長期的安定取引を行う業者の存在—信頼性の向上 <市場法改正> ④：市場法改正による取引の自由化	<人口減少・世帯構造の変化> ⑤：人口減少による消費減退、核家族化・高齢単身世帯の増加による消費者ニーズの変化 <他市場> ⑥：(青果) 生産者の他市場への出荷 ⑦：(花き) 規模縮小による他市場との競争 <市場外流通> ⑧：加工品、直売所の増加 <景気動向> ⑨：(花き) 景気動向に左右される <生産者> ⑩：(青果) 生産者の減少・高齢化による出荷量の減少 <その他> ⑪：環境問題への取組み

次に、それぞれをクロスさせて取組み項目を挙げていきます(太字が今回追加したもの)。

クロスSWOT分析

	強み	弱み
機会	強み×機会 (強みを生かして機会を伸ばす)	弱み×機会 (弱みを補強・克服して機会を掴む)
	A B C D E F × ①②③④ - 産地主力品目の維持・発展 C D E F × ③④ - 従業員教育強化による質的向上 A B D × ①②③ - トラック流通合理化への取組み A B D E F × ①③ - 産地訪問による集荷力・販売力の強化 D × ④ - 法改正による効率化 - 法改正による取扱品目の拡大	G H × ①② - 仲卸棟の耐震改修 - 電気設備改修 - 鳥対策 - 花き棟の防風対策 - 仲卸の冷蔵・定温設備の充実への取組み強化 I J × ①②③④ - ホームページの開設・支援、ネット販売の展開 - 海外市場の調査 (輸出への取組み) I × ②④ - コンビニ、量販店への対応
脅威	強み×脅威 (強みを生かして脅威を克服)	弱み×脅威 (脅威の影響を最小限にする)
	A C D E F × ⑤⑥⑦⑧⑨ - 産地ブランドの形成・普及への努力 - 加工機能の強化 (消費期限を延ばす等の付加価値の創出) - 外食店や給食、冷凍食材、業務用食材販売への進出 C E F × ⑤ - 女性の働きやすい職場環境づくり	I J K × ⑥⑦⑨⑩ - 情報収集の範囲提供の強化 L × ⑤ - 市場見学者数の増加 (広報誌の買取) I K × ⑤⑧⑩ - 農場直営への取組み - 生産者支援として、収穫後の洗浄・仕分け・包装等を市場又は加工施設で行う K × ⑨ - 新たな商品展開 G H × ⑪ - フォークリフトの電動化推進 - B C P の策定・見直し - 非常用電源の確保 - H A C C P への対応

2. 行動計画

クロスSWOT分析を分類すると、今後取り組む項目は下記のとおりとなります。そして、その行動計画を次のとおりとします。

○品揃え

取組項目	・産地主力品目の維持・発展 ・産地訪問による集荷力・販売力の強化 ・産地ブランドの形成・普及への努力 ・新たな商品展開
趣 旨	当市場の周辺及び青森県は、良質なごぼう、にんにく、ながいも等を始め多くの農産物を生産していることから、産地主力品目を積極的に取扱い、維持・発展に努めます。また、産地を訪問、顔の見える営業を行い、SNS等だけで終わらせることなく、生産者等と信頼形成を図り、集荷力・販売力の強化に取り組めます。 付加価値を高めるために産地ブランドの形成を図る他、魅力的な商品展開を図るために、新たな商品を取り扱うなど、消費者のニーズに応じていきます。
行動計画	通年とします

○加工・調整

取組項目	・外食店や給食、冷凍食材、業務用食材販売への進出 ・加工機能の強化（消費期限を延ばす等の付加価値の創出） ・コンビニ、量販店への対応
趣 旨	少子高齢化や共働き世帯の増加で調理にかける時間の減少等により、外食や給食、冷凍食材、業務用食材販売の増加は今後も続くと思われるため、それらに対応した商品展開を進める必要があります。また、例えば、一般家庭用のカット野菜にしても消費期限が長くはないため、パックについて工夫する等、付加価値をつけていく必要があります。場合によってはコンビニや量販店へ向けて商品開発を行うことも必要と考えられます。
行動計画	通年とします

○情報受発信

取組項目	・ホームページの開設・支援、ネット販売の展開 ・情報収集の範囲提供の強化 ・海外市場の調査（輸出への取組み） ・市場見学者数の増加（広報誌の買取）
趣 旨	ホームページは全国の人に取引機会を知ってもらうのに欠かせないため、充実が求められます。しかし、東京や西日本の業者が積極的に活用しているのが目立つ分、東北地方では積極的な活用があまり見られません。このため、開設支援やネット販売の展開についても検討していきます。 また、国では、良質な国産品の輸出拡大を検討しています。しかし、ハードルが高いので可能性について調査を行い、可能性があれば国と協力の上で進めていきます。 市場見学については、引き続き増加するように取組みを進めます。また、広く知ってもらうために、広報誌の買取も検討します。
行動計画	通年とします

○取引条件および取引規制

取組項目	・法改正による効率化 ・法改正による取扱品目の拡大						
趣 旨	冒頭でも説明したように、卸売市場法の改正は自由度を高めたものとなりました。当市場は取引ルールの変更は行いませんでしたが、今後は市場内の業者と改正卸売市場法について研究・協議をする必要があります。このことは、事務手続きの簡素化にも貢献するため次のスケジュールで実施します。						
行動計画		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度～ 13年度
	法改正による効率化	検討	検討	実施			
	法改正による取扱品目の拡大	検討	検討	実施			

○効率的な物流

取組項目	・トラック流通合理化への取組み
趣 旨	卸売市場は、出荷者と消費者をつなぐ間の流通業でもあります。近年は、トラックドライバーの不足が社会問題となっていますが、同時に、情報システムを駆使した物流の効率化の促進も叫ばれております。 このため、トラック流通の合理化について検討します。
行動計画	通年とします

○施設整備

取組項目	・仲卸棟の耐震改修 ・電気設備改修 ・花き棟の防風対策 ・非常用電源の確保 ・仲卸の冷蔵・定温設備の充実への取組み強化 ・鳥対策						
趣 旨	施設の老朽化により計画的な修繕をしなければなりません、中でも上記の項目について検討します。特に、電気設備については法定期限が迫っているため優先的に実施します。						
行動計画		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度～ 13年度
	仲卸棟の耐震改修	検討	検討	検討	検討	実施	実施
	電気設備改修	実施	実施	実施			
	花き棟の防風対策	検討	検討	検討	検討	実施	
	非常用電源の確保	検討	検討	検討	実施	実施	
	仲卸の冷蔵・定温設備 の取組み強化	検討	検討	検討	検討	検討	実施
	鳥対策	検討	検討	検討	実施	実施	

○環境問題

取組項目	・フォークリフトの電動化推進 ・HACCPへの対応 ・BCPの策定・見直し						
趣 旨	環境問題については、今までの経営展望の中でも取り上げてきましたが、特に、未達成であったフォークリフトの電動化について取組んでいきます。 また、HACCPに対応した取引を行うほか、BCPを策定し定期的に見直しを進めていきます。						
行動計画		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度～ 13年度
	フォークリフトの電動化推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	HACCPへの対応	実施					
	BCPの策定・見直し	実施		実施		実施	

○その他

取組項目	・女性の働きやすい職場環境づくり ・従業員教育強化による質的向上 ・生産者支援として、収穫後の洗浄・仕分け・包装等を市場又は加工施設で行う ・農場直営への取組み
趣 旨	東北地方は、若い女性の都市部への流出が他の地方より多いと言われていることから、当市場においても、女性の定着のために働きやすい職場環境づくりが求められています。卸売市場は、男性労働者の割合が高いものの女性も活躍できる職場です。 そして、従業員の質的向上を図るには、継続した研修や教育が必要なことから、今後も研修等を続けて従業員の質的向上を図っていきます。 また、高齢化により生産量の減少が危惧されています。これは、農作業に手間がかかり、時としては重労働を伴うためです。これを補う生産者支援として、収穫後の洗浄・仕分け・包装等を市場又は加工施設で行い、生産者の手間を減らす取組みや、場合によっては直接農場を経営する等して生産の減少を補うことも必要です。
行動計画	通年とします



3. 経営戦略

(1) 事業概要

1) 事業形態等

法適非適の区分	法非適用	事業開始年月日	青果部：昭和 52 年 11 月 2 日 花き部：平成 6 年 6 月 1 日
職員数	9 人	市場種別区分	中央卸売市場
前回の再整備年度	なし	次回再整備予定年度	未定
広域化実施状況	該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	警備、清掃等、施設の維持・管理にかかる一部の業務を民間委託	
	イ 指定管理者制度	該当なし	
	ウ PPP-PFI	該当なし	

2) 使用料形態

売上高使用料の概要・考え方	条例、施行規則に基づき、卸売業者及び仲卸業者から徴収しています。売上金額の 3/1000 の金額を定めています。
施設使用料の概要・考え方	条例、規則に基づき、卸売業者と仲卸業者から徴収しています。 条例において施設ごとに 1 m ² の月額単価を定めています。
使用料改定年月日	令和元年 10 月 1 日

3) 現在の経営状況

年間取扱高	青果部 (t)				花き部 (本・鉢・個)
	野菜	果実	その他	合計	花き
平成 30 年度	93,314	14,259	94	107,667	14,367
令和元年度	94,703	14,498	95	109,296	13,254
令和 2 年度	92,293	13,956	106	106,355	12,114

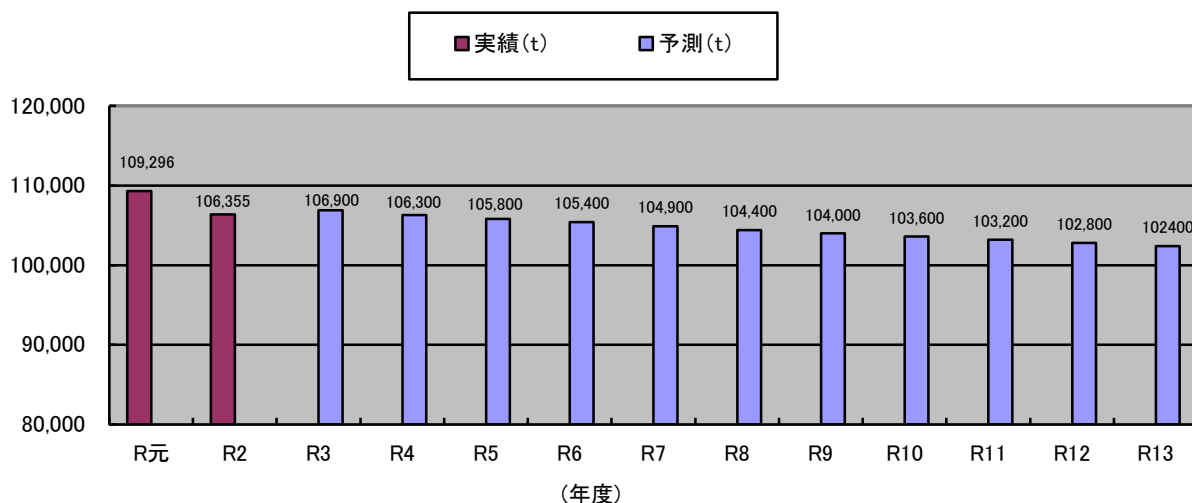
年間税込売上高 (百万円)	青果部				花き部	合計
	野菜	果実	その他	合計	花き	
平成 30 年度	18,732	4,030	19	22,781	1,222	24,003
令和元年度	15,680	4,064	20	19,764	1,138	20,902
令和 2 年度	19,909	4,102	21	24,032	1,035	25,067

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収支比率	88.9%	106.2%	107.5%
経費回収率	84.9%	102.9%	107.1%
他会計補助金比率	10.8%	0%	0%
有形固定資産減価償却率	82.7%	83.9%	85.2%
企業債残高対料金収入比率	203.5%	222.7%	190.3%
指標名	算定式	評価	
経常収支比率	総収益／（総費用＋地方債償還金）×100	高い方が良い比率であり、概ね 100%を超えているため、健全な経営ができています。	
経費回収率	（料金収入＋その他営業収益）／（営業費用＋営業外費用＋地方債償還金）×100	高い方が良い比率であり、主たる営業収益に必要な経費等を回収できているかを図る指標です。 100%を超える比率となっており、概ね良好な経営状況と考えられます。	
他会計補助金比率	繰入金／（総費用＋地方債償還金）×100	費用が一般会計からの繰入金等によってどの程度賄われているかを図る指標。数値が低いほど望ましく、0%であるため、概ね良好な経営状況と考えられます。	
有形固定資産減価償却率	固定資産減価償却累計額／償却対象資産の帳簿原価×100	一般的に数値が 100%に近いほど、保有資産の耐用年数が法定耐用年数に近づいています。	
企業債残高対料金収入比率	（企業債残高－一般会計等負担額）／料金収入×100	使用料収入のみで必要な経費などを賄えているかを図る指標。企業債残高が減少しているため、比率が減少しています。	

(2) 将来の事業環境

1) 取扱高(t)の見通し（青果部のみ）

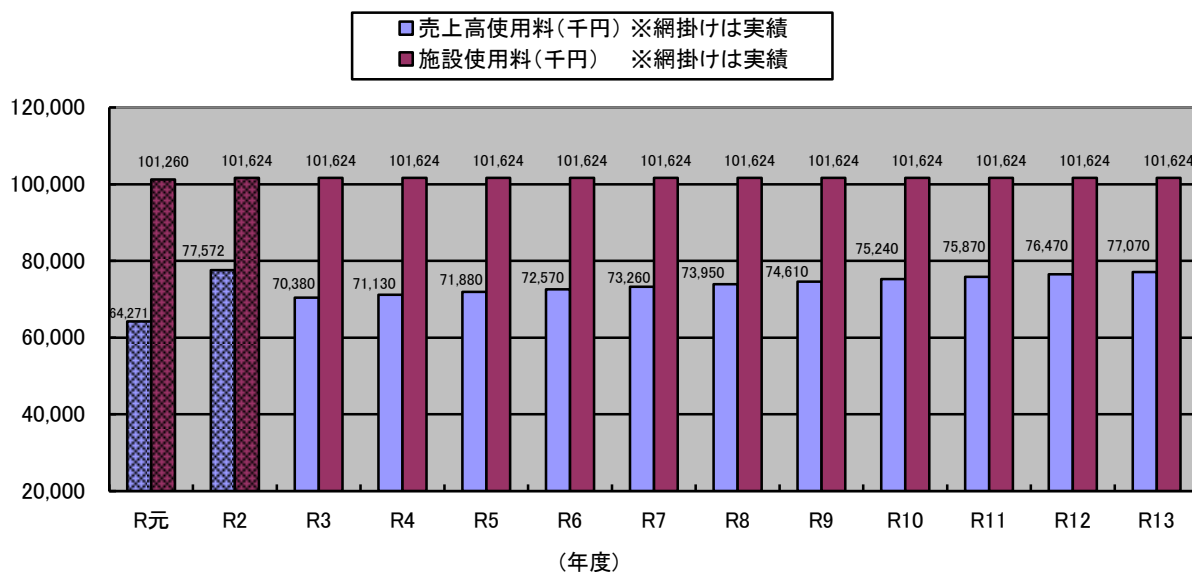
当市場においては、市場外流通の増加や少子高齢化による人口減少の影響で、過去の実績は減少傾向にあります。このことから、今後も減少し続けていくものと想定されます。しかし、周辺に優良なごぼう、にんにく、ながいもの産地があるため、減少率は小幅に推移するものと予測します。



2) 使用料収入の見通し

売上高使用料は、卸売業者の取扱金額（売上）に左右されるものです。過去の実績は増加傾向にあるため、今後も、増加するものと予測します（取扱数量は取扱金額と別のため、使用料収入に比例するものではありません）。

施設使用料は、敷地内の施設の増設等を予定していないため、ほぼ横ばいで推移すると見込まれます（電柱等使用料 100 千円を含む）。



3) 施設の見通し

当経営展望の9ページ及び20ページに記載

4) 組織の見通し

現状では、事務事業が大きく変化する要素がないため現状維持とします。また、今後も事務の効率化に努めていきます。

(3) 経営の基本方針

1. 安全・安心な生鮮食料品等の集荷・分荷機能の維持
2. 適正な価格形成及びそれに係るスムーズな代金決済機能の維持
3. 安全・安心な生鮮食料品等の安定供給を図るための施設の維持・管理

(4) 投資・財政計画（収支計画）

1) 投資・財政計画（収支計画）： 29～30 ページのとおり

2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・経費回収率の維持 ・施設の老朽化対策（電気工事）、地盤沈下対策、耐震改修の計画的な実施による投資の抑制
-----	---

当市場は、老朽化問題・耐震性能不足・地盤沈下問題などの修繕・改修工事があるため計画的に行っていきます。

令和4年度～6年度は、電気室の部品の耐用年数が過ぎていることから、電気工事関係を優先的に進めることとし、費用は3年間全体で約58,000千円、令和7年度～8年度は非常用電源の整備を行うこととし、費用は2年間全体で約100,000千円を投資・財政計画の建設改良費に計上しました。

令和8年度～9年度は、当市場の仲卸棟の耐震改修を実施する予定であり、現時点での費用は未定です。

令和7年度～9年度は、非常用電源及び仲卸棟の耐震改修の大規模の整備を予定していることから、企業債（市債）が増加すると想定しています。

費用について、料金収入をもって賄うことができる範囲内で設定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・ 繰入金に頼らない経営体制の維持
-----	-------------------

当市場は、(2) 将来の事業環境 2) 使用料収入の見通しの部分でも触れたように、過去の実績が増加傾向にあるため、主な収入源である売上高使用料及び施設使用料にさほどの落ち込みはないものと推測しました。

このため、現在と同程度である年間約 170,000 千円台の売上高使用料及び施設使用料が今後 10 年間続くものと設定しました。

現在は繰入金がない状態のため、今後も繰入金に頼らない経営体制の維持を目指しますが、令和 8 年度～9 年度に仲卸棟の耐震改修を行う予定のため、それぞれ 19,000 千円の繰入金を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現状では、職員給与費や委託費等の経費は、毎年約 117,000 千円を推移しています。

また、平成 30 年度に花き棟の建設工事の企業債（市債）償還が終了してからは、繰入金がない状態が続いていること、事務事業が大きく変化する要素がないことから、将来的に職員給与費や委託費等は現状維持とし、今後 10 年間の投資以外の経費は、毎年約 117,000 千円と設定し、投資・財政計画の収益的支出のその他に計上しました。

3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	必要に応じて卸売業者・仲卸業者等と検討していきます。
投資の平準化に関する事項	老朽化問題・耐震性能不足・床面沈下問題等の修繕・改修工事があるため計画的に行い、投資の平準化と施設の長寿命化を図ります。
広域化に関する事項	現段階で広域化の予定はありませんが、広域化の検討が必要になった際は、メリット・デメリットを調査の上、市場間連携として効率的な運用に努めます。
施設等の統合・縮小・廃止及び合理化に関する事項	各施設が活用されているため変更の予定はないが、その時々々の状況に合わせて検討していきます。
防災・安全対策に関する事項	今後、BCPを策定する他、防災・安全に関わる法定点検を定期的実施していきます。
その他	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

売上高割使用料単価及び施設使用料単価に関する事項	市場内業者の業績に影響を与えないように、当面は現行の率での徴収を予定していますが、建替え等の大きな施設整備を行った場合は変更も検討していきます。
取扱高に関する事項	市場内業者の業績に影響を与えないように、当面は現行の率での徴収を予定しています。
企業債	施設の老朽化のため、必要最低限の整備は行っていく必要があることから、適切な借入を行います。
繰入金に関する事項	ここ数年は支出の抑制や業績の好調により繰入金なしで行っていますが、繰入金が必要になった際は、財政当局と協議の上、適正額の繰入を検討していきます。
資産の有効活用に関する事項	現状では遊休資産等はほとんどないものの、今後、遊休資産等が出た場合の対策を検討し、資産の有効活用に努めます。また自動販売機の行政財産の貸付を行う等、資産の有効活用に努めていきます。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

組織の見直し及び職員給与費に関する事項	実施事業に応じて適正な職員配置及び事務の効率化を図り、適正な職員給与費となるよう努めます。
委託費に関する事項	施設の維持管理にかかる委託料について、内容を精査した上で、コスト削減を図っていきます。
維持管理費	無駄の無いように適切な維持管理費で行います。
その他	特になし。

(5) 公営企業として実施する必要性

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当市場は、八戸市周辺において多品種の生鮮食料品等を安定供給するためには必要な施設であり、八戸市周辺という観点から重要な役割を担っているため、今後も同事業を継続していきます。
公営企業として実施する必要性	地方の民間事業者等で市場内の広大な面積及び建物を維持することは難しく、ある程度の公的関与が必要となります。そのため、今後も同事業を継続していきます。

(6) 経営戦略の事後検証、更新時に関する事項

経営戦略等の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、毎年度見直しを行うとともに、見直しの結果、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合や市場事業を取り巻く状況に変化がある場合は、随時更新・改定を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう努めていきます。 また、令和4年1月25日付け総務省からの通知に沿った内容での改定を令和7年度までに実施していくこととし、経営戦略の更新・改定を行った際は、議会に報告するとともにホームページ上に公表し、速やかに住民へお知らせします。
----------------------	---

4. 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	3年度 (決算 見込)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	222,991	227,886	224,760	225,722	224,975	226,592	227,163	233,623	234,476	229,054	229,655	230,292	230,877
		(1) 営 業 収 益 (B)	216,157	226,998	224,096	222,927	223,526	224,956	225,203	225,942	226,717	227,254	227,907	228,523	229,105
		ア 料 金 収 入	165,430	179,098	171,904	172,654	173,404	174,094	174,784	175,474	176,134	176,764	177,394	177,994	178,594
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	50,727	47,900	52,192	50,273	50,122	50,862	50,419	50,468	50,583	50,490	50,513	50,529	50,511
		(2) 営 業 外 収 益	6,834	888	664	2,795	1,449	1,636	1,960	7,682	7,759	1,800	1,747	1,769	1,772
		ア 他 会 計 繰 入 金								6,000	6,000				
		イ そ の 他	6,834	888	664	2,795	1,449	1,636	1,960	1,682	1,759	1,800	1,747	1,769	1,772
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	186,446	184,390	192,177	188,467	190,064	189,070	189,200	189,445	189,238	189,295	188,088	188,135	188,437
		(1) 営 業 費 用	183,579	171,783	181,047	183,126	183,443	182,595	183,055	183,031	182,893	182,993	182,122	182,120	182,130
		ア 職 員 給 与 費	66,341	65,886	63,753	65,327	64,989	64,689	65,002	64,893	64,861	64,919	64,891	64,890	64,900
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	117,238	105,897	117,294	117,800	118,454	117,905	118,053	118,138	118,032	118,074	117,231	117,230	117,230
		(2) 営 業 外 費 用	2,867	12,607	11,130	5,341	6,621	6,475	6,146	6,414	6,345	6,302	5,967	6,015	6,307
		ア 支 払 利 息	1,499	1,267	990	2,341	2,621	2,475	2,479	2,525	2,493	2,499	2,119	2,181	2,479
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他	1,368	11,340	10,140	3,000	4,000	4,000	3,667	3,889	3,852	3,802	3,848	3,834	3,828
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		36,545	43,496	32,583	37,255	34,910	37,523	37,963	44,179	45,238	39,760	41,566	42,156	42,440
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,100	8,000	10,800	28,000	17,000	13,000	130,000	188,000	188,000	10,000	15,000	10,000	9,300
		(1) 地 方 債	9,100	8,000	10,800	28,000	17,000	13,000	100,000	130,000	130,000	10,000	15,000	10,000	9,300
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金								13,000	13,000				
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金							30,000	45,000	45,000				
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	32,629	53,546	38,623	59,192	46,253	42,758	167,505	227,574	227,644	37,714	42,745	48,167	45,649
		(1) 建 設 改 良 費	9,107	8,052	10,800	28,897	17,424	13,860	140,000	200,000	200,000	10,000	15,000	10,000	9,319
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	23,522	27,645	27,823	30,295	28,829	28,898	27,505	27,574	27,644	27,714	27,745	28,167	26,330
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		17,849										10,000	10,000
		(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 23,529	△ 45,546	△ 27,823	△ 31,192	△ 29,253	△ 29,758	△ 37,505	△ 39,574	△ 39,644	△ 27,714	△ 27,745	△ 38,167	△ 36,349

収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	13,016	△ 2,050	4,760	6,063	5,657	7,765	458	4,605	5,594	12,046	13,821	3,989	6,091
積 立 金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)	292	10,681	6,973	6,974	13,037	18,694	26,459	26,917	31,521	37,116	49,161	62,983	66,972
前年度繰上充用金		(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	13,308	8,631	11,733	13,037	18,694	26,459	26,917	31,521	37,116	49,161	62,983	66,972	73,063
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)		13,308	8,631	6,974	13,037	18,694	26,459	26,917	31,521	37,116	49,161	62,983	66,972	73,063
(N)-(O)	赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		106	107	102	103	103	104	105	108	108	106	106	106	108
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額		(R)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	216,157	226,998	224,096	222,927	223,526	224,956	225,203	225,942	226,717	227,254	227,907	228,523	229,105
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率		((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額		(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率		((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)													
地 方 債 残 高		(X)	368,494	340,848	313,026	310,731	298,367	281,935	283,896	455,788	627,610	609,362	607,950	588,424	597,724

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	3年度 (決算見込)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分													
収 益 的 収 支 分								6,000	6,000				
うち基準内繰入金								6,000	6,000				
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分								13,000	13,000				
うち基準内繰入金								13,000	13,000				
うち基準外繰入金													
合 計								19,000	19,000				

地方卸売市場八戸市魚市場事業に係る経営戦略の策定について

1 策定の目的

地方卸売市場八戸市魚市場事業は、地方財政法で定める公営企業の市場事業に該当するものであり、「経営戦略」は公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である。

国からの「経営戦略」の策定の要請を踏まえ、安全・安心な水産物の供給と当市の基幹産業である水産業の持続的発展に重要な役割を果たす当魚市場が、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、経営基盤の強化を図ることを目的に策定するものである。

2 計画の内容

別紙「地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略」のとおり

3 計画期間

10 年間（令和 4 年度から令和 13 年度まで）

4 策定までの経緯

令和 4 年 2 月 14 日 地方卸売市場八戸市魚市場運営審議会へ諮問、同日答申

5 公表

市ホームページにおいて公表

地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略【概要】

1 事業概要

- 昭和 48 年に八戸市魚市場条例が施行され、地方卸売市場として発足。
- 令和 2 年度末までに、第二魚市場が完成し一連の荷捌き所の整備が完了。
- 主たる収入である市場使用料については、水揚高減少を背景に直近では平成 7 年に率の引き下げを行い現在に至る。
- 経営状況については、長引く水揚数量・金額の減少により、一般会計からの繰り入れに依存した状況にある。

2 将来の事業環境

- 今後の取扱高見込みは、過去 5 年間（平成 28～令和 2 年度）の平均※としている。
- 今後の水揚金額は、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備完了により、令和 13 年度までに約 10%の向上を見込み、これに伴い市場使用料の増加を見込む。
- 施設は、個別施設計画に基づき適正な維持管理・修繕に努め長寿命化を図る。
- 組織は、事務事業の見直しや適正配置に努めるとともに、業務の見える化や情報共有を図る。

※最大・最小値を除いた平均

3 施設の経営方針

東北を代表する水産物の供給拠点化を目指すうえで、当魚市場は核となる重要な施設であるため、以下の理念のもと今後更なる経営基盤の強化を図る。

【理念】安全・安心な水産物の供給／取扱能力の増強／災害対策の強化

4 投資・財政計画（収支計画）

- 投資については、個別施設計画に基づき適正な維持管理や修繕を行い、投資の抑制と施設の保全及び長寿命化を図る。
- 財源については、水産物の付加価値向上に取り組み、水揚金額と市場使用料の増加を目指す。なお、市場使用料の改定（値上げ）については、卸売業者等の経営に直接影響を及ぼすものであるため、実施の可否については慎重に検討する必要がある。
- 人件費については、退職者の補充を再任用や会計年度任用職員とすることで抑制を図る。
- これらの取組により、計画期間内において経費回収率を 30%代まで向上させ、一般会計からの繰り入れを令和 2 年度から約 30%削減させる収支計画としている。

5 公営企業として実施する必要性

八戸漁港は、全国でも有数の水揚量を誇り、県内外へ水産物を安定的に供給する流通拠点として、当魚市場は重要な役割を果たしている。

安全・安心な水産物の安定供給と当市の基幹産業である水産業の持続的発展、それによる地域経済への貢献は大きいため、今後も公営企業として事業を継続する。

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

毎年度、実績値との比較を行うとともに、今後の社会情勢や魚市場を取り巻く環境の変化などを踏まえ、概ね 5 年ごとに見直しと改定を行う。

地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略

団 体 名 : 八戸市

事 業 名 : 地方卸売市場八戸市魚市場特別会計

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業概要

当市魚市場は、八戸漁港が昭和35年の特定第3種漁港に指定されたことを契機に、市場や背後施設などの基盤整備が進められ、現在の姿になった。現在、魚市場は市内3か所に位置し、令和2年の水揚量は、数量が6.1万トン、金額で133億円であり、数量・金額ともに全国第10位と全国有数の水揚量となっており、なかでもイカの水揚げにおいては長年日本一を誇っている。また、水揚げされた魚介類の取引を公正かつ合理的に行い、新鮮なものを安定的に食卓に届ける役割を担っており、県内外への水産物流通及び地域経済の発展に大きく貢献している。

(2) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和48年1月1日
職 員 数	9 人	市 場 種 別 区 分	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	令和2年度	次 回 再 整 備 予 定 年 度	-
広 域 化 実 施 状 況	該当なし		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	該当なし	
	イ 指定管理者制度	該当なし	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

(3) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の概要・考え方	条例に基づき、卸売業者より鮮魚介類卸売金額の1,000分の3.5相当額、塩干冷凍魚介類その他卸売金額の1,000分の2.5相当額を徴収している。	
施設使用料の概要・考え方	条例に基づき、使用者から施設ごとの単価により算出した使用料を徴収している。	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 7 年 1 月 1 日	

(4) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H30			107,070			107,070
	R01			66,089			66,089
	R02			61,451			61,451
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H30			17,532			17,532
	R01			14,945			14,945
	R02			12,853			12,853
経 常 収 支 比 率 (又は収益の収支比率) ※過去3年度分を記載		H30	101.8 %	R01	89.9 %	R02	93.3 %
経 費 回 収 率 ※過去3年度分を記載		H30	22.0 %	R01	20.3 %	R02	18.4 %
他 会 計 補 助 金 比 率 ※過去3年度分を記載		H30	70.5 %	R01	63.8 %	R02	69.9 %
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載		H30	- %	R01	- %	R02	- %
企業債残高対料金収入比 率 ※過去3年度分を記載		H30	298.7 %	R01	313.6 %	R02	325.0 %

【収益的収支比率】

総費用と地方債償還金との合計額と使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益とを比較したものであり、100%を超えて比率が高いほど経営状況が良好であるとされている。
当市場では、平成30年度は100%を上回っているものの、令和元年度から新たな地方債償還が開始されたことに伴い、100%を下回る結果となっている。

【経費回収率】

総費用と地方債償還金との合計額と使用料収入とを比較したものであり、100%に近いほど経費が使用料収入で賄われ経営状況が良好であるとされている。
当市場では、水揚げ数量及び金額の落ち込みにより使用料収入が減少しており、他会計繰入金に依存した経営状況にある。

【他会計補助金率】

総費用と地方債償還金との合計額と他会計繰入金とを比較したものであり、数値が低いほど経費が使用料収入で賄われ経営状況が良好であるとされている。
当市場では、70%程度で推移しており、前段でも述べたとおり他会計繰入金に依存した経営状況にある。

【企業債残高対料金収入比率】

使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模をあらわすものである。
当市場では、荷捌き所の整備に係る地方債の元利償還は一般会計から行っているものの、東日本大震災後の災害復旧事業や老朽化施設の解体事業等に伴う地方債の元利償還が影響し高い数値となっている。

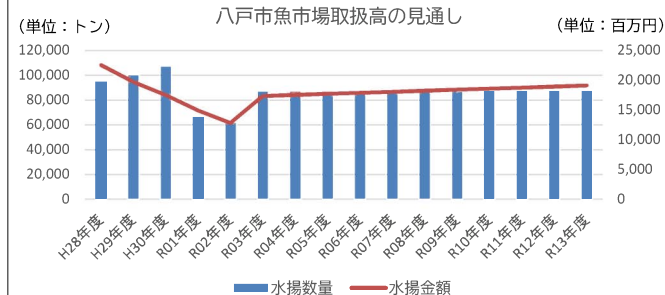
2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し

気候変動による海洋環境の変化や、我が国周辺海域での外国漁船の操業等による水産資源の悪化等が影響し、当市の魚市場の水揚げ数量は減少傾向にあり、なかでも令和元年度と2年度は記録的な不漁に見舞われた。

今後の見通しにあたっては、漁船誘致活動等により水揚げ数量の増加を目指すものの、水産資源の悪化等により急激な増加は見込めないことから、水揚げ数量を平成28年度から令和2年度までの過去5年間の平均数量(最大・最小値除く)とした。

また、水揚げ金額についても、数量と同様に過去5年間の平均(最大・最小値除く)としているが、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備が完了し、安全・安心な水産物を供給することにより、10年後の令和13年度には約10%の金額の向上を見込んでいる。

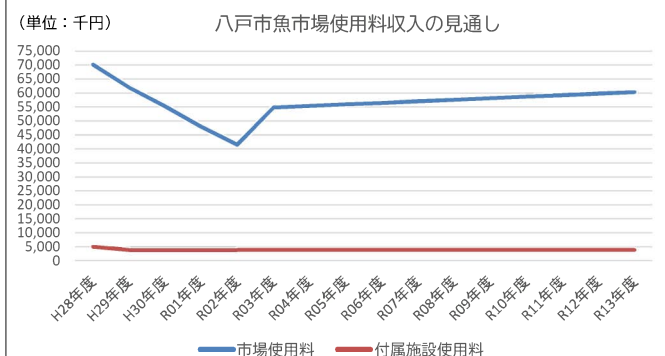


(2) 使用料収入の見通し

使用料収入は、卸売金額に応じて卸売業者より徴収する魚市場使用料と貸事務所等の付属施設使用料となる。

魚市場使用料については、前項の取扱高見通しにおける水揚げ金額に条例で定める率を乗じたものであり、水揚げ金額の向上に伴い使用料の増加を見込んでいる。

貸事務所等の付属施設使用料については、既存施設の入居団体等からの収入により、令和2年度の収入額と同額程度で推移することを見込んでいる。



(3) 施設の見通し

当魚市場は、平成20年に策定した基本計画に基づき、老朽化した荷捌き所の整備を順次進め、令和2年度末までにA～D棟までの一連の整備が完了した。

今後は、令和3年3月に策定した「地方卸売市場八戸魚市場個別施設計画」に基づき、適正な維持管理や修繕に努めることにより、施設の保全及び長寿命化を図ることが可能である。

(4) 組織の見通し

当魚市場の管理は、農林水産部水産事務所流通加工振興グループを中心に行っている。引き続き事務事業の見直しや適正配置に努めるとともに、職員の異動・退職に伴い職員が代わっても、市場管理業務のノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や情報の共有を図っていく。

3. 経営の基本方針

当市では、長きにわたり基幹産業の役割を担ってきた水産業の持続的な発展に向け、以下の3つの理念のもと、国内外で信頼される“八戸ブランド”を確立し、東北を代表する水産物の供給拠点化を目指している。そのうえで当魚市場は核となる重要な施設であるため、以下の理念のもと今後更なる経営基盤の強化を図る。

(理念)

- ☞ 安全・安心な水産物の供給
- ☞ 取扱能力の増強
- ☞ 災害対策の強化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	個別施設計画に基づいた適正な維持管理や修繕等を推進する。
-----	------------------------------

令和2年度までに荷捌き所の整備が完了しており、計画期間内に大型事業を実施する予定はない。
既存の施設及び整備済みの荷捌き所について、個別施設計画に基づき適正な維持管理や修繕を行い、投資の抑制と施設の保全及び長寿命化を図る。
投資額については、別紙「個別施設計画」のとおり設定し、投資・財政計画「収益的支出 総費用 営業費用 その他」に計上。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水産物の付加価値の向上に取り組み、水揚げ金額と市場使用料の増加を目指す。 計画期間内において経費回収率を30%代まで向上させ、一般会計からの繰入を令和2年度から約30%縮減する。
-----	--

水揚げ金額及び使用料収入の見通しについては、2(1)、(2)のとおりであり、増加を見込んでいる。
他会計繰入金減少のため、使用料の率を上げるパターンで試算したところ、当然として収入は増加し、他会計繰入金は減少する結果となったが、使用者である卸売業者の負担や漁業者への影響等を考慮し、また、今後の収入の増加を見込んでいることから、現行の料金体制とした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料や管理運営費等の経常的な経費については現状維持を基本とした計画とし、人件費については退職者の補充を再任用や会計年度任用職員とすることで経費の節減を図ることとした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	指定管理者制度の導入や業務委託の拡大について、実現性や効果についての検討を行う。
投 資 の 平 準 化	個別施設計画に基づき、必要性や費用対効果を考慮した計画的な修繕等に取り組むことで投資の平準化を図る。
広 域 化	-
そ の 他 の 取 組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使 用 料	高度な衛生管理により安全・安心な水産物を供給すること、また新たなブランド化に向けた取組により、水産物の付加価値向上を図り使用料収入の増加を目指す。 なお、市場使用料の改定(値上げ)は、経営状況の改善に有効な手段ではあるが、水揚金額の減少により現在も本来の率から減額している状況であるほか、卸売業者ひいては漁業者の経営に直接影響を及ぼすものであることから、実施の可否については慎重に検討する必要がある。
企 業 債	計画期間中に新たな企業債の借入れは予定していない。
繰 入 金	当面は、現行の料金体系を維持し、市場使用料の増加や経費の節減を図りながら繰入金の抑制に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	-
そ の 他 の 取 組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	施設管理等に係る委託料については、内容の精査等による削減の可能性について継続して検証する。
管 理 運 営 費	市場の管理運営に係る経費については、内容の精査等による削減の可能性について継続して検証する。
職 員 給 与 費	実施事業に応じた職員配置と事務効率の向上を図り、適正な職員給与費となるよう努める。
そ の 他 の 取 組	-

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	特定第三種漁港である八戸漁港は全国でも有数の水揚量を誇り、県内をはじめ全国へ水産物を安定的に供給する流通拠点として当魚市場は重要な役割を果たしている。 安全・安心な水産物の安定供給と当市の基幹産業である水産業の持続的発展を目指すうえで、魚市場事業は不可欠な事業である。
公営企業として実施する必要性	当魚市場が果たす県内外の水産物流通への貢献と、それによる地域経済への貢献は大きいと、今後も公営企業の形態で事業を継続していく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略については、毎年度実績値との比較を行うとともに、今後の社会情勢の変化や魚市場を取り巻く環境の変化などを踏まえ、概ね5年毎に計画の見直し・改定を行う。 また、令和4年1月25日付け総務省からの通知に沿った内容での改定を令和7年度までに行い、経営戦略の更新・改定を行った際は、議会に報告するとともにHP上に公表し、速やかに住民へお知らせする。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分			2	3	(単位: 千円, %)									
			前々年度 〔 決 算 〕	前年度 〔 決 算 〕 見 込	本年度 (4年度)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	231,537	228,525	225,146	221,036	220,989	212,814	212,768	212,729	211,026	207,662	207,630	207,594
		(1) 営 業 収 益 (B)	67,576	80,812	81,361	81,911	82,460	83,009	83,559	84,108	84,658	85,207	85,756	86,306
		ア 料 金 収 入	45,616	58,852	59,401	59,951	60,500	61,049	61,599	62,148	62,698	63,247	63,796	64,346
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		※ ウ そ の 他	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960
		(2) 営 業 外 収 益	163,961	147,713	143,785	139,125	138,529	129,805	129,209	128,621	126,368	122,455	121,874	121,288
		ア 他 会 計 繰 入 金	159,329	143,081	139,153	134,493	133,897	125,173	124,577	123,989	121,736	117,823	117,242	116,656
		※ イ そ の 他	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632
		2 総 費 用 (D)	233,881	228,217	224,838	220,728	220,681	212,506	212,460	212,421	210,718	207,354	207,322	207,286
	収 益 的 支 出	(1) 営 業 費 用	230,260	227,635	224,302	220,238	220,237	212,109	212,109	212,113	210,442	207,110	207,108	207,096
		ア 職 員 給 与 費	64,254	77,300	73,968	69,903	69,903	61,773	61,773	61,773	60,107	56,775	56,775	56,775
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	166,006	150,335	150,334	150,335	150,334	150,336	150,336	150,340	150,335	150,335	150,333	150,321
		(2) 営 業 外 費 用	3,621	582	536	490	444	397	351	308	276	244	214	190
		ア 支 払 利 息	512	473	427	381	335	288	242	199	167	135	105	81
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分												
		イ そ の 他	3,109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 2,344	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	14,157	16,881	16,906	16,931	16,956	16,981	16,603	5,918	5,942	5,966	5,486	5,095
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	14,157	16,881	16,906	16,931	16,956	16,981	16,603	5,918	5,942	5,966	5,486	5,095
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	14,157	16,881	16,906	16,931	16,956	16,981	16,603	5,918	5,942	5,966	5,486	5,095
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14,157	16,881	16,906	16,931	16,956	16,981	16,603	5,918	5,942	5,966	5,486	5,095
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		2	3										
		前々年度 〔(決算)〕	前年度 〔決算見込〕	本年度 (4年度)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		△ 2,344	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308
積 立 金 (K)		1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329
前年度からの繰越金 (L)		21,021	17,348	16,327	15,306	14,285	13,264	12,243	11,222	10,201	9,180	8,159	7,138
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		17,348	16,327	15,306	14,285	13,264	12,243	11,222	10,201	9,180	8,159	7,138	6,117
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	17,348	16,327	15,306	14,285	13,264	12,243	11,222	10,201	9,180	8,159	7,138	6,117
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		93.3	93.2	93.1	93.0	93.0	92.7	92.9	97.4	97.4	97.3	97.6	97.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		67,576	80,812	81,361	81,911	82,460	83,009	83,559	84,108	84,658	85,207	85,756	86,306
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		148,273	131,392	114,486	97,556	80,600	63,618	47,016	41,098	35,156	29,190	23,704	18,610

※ 光熱水費や財産収入等が主な収入であることから、現時点では荷捌き所整備が完了した令和2年度決算額と同額での推移を見込んでいる。

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2	3										
		前々年度 〔(決算)〕	前年度 〔決算見込〕	本年度 (4年度)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		159,329	143,081	139,153	134,493	133,897	125,173	124,577	123,989	121,736	117,823	117,242	116,656
	う ち 基 準 内 繰 入 金	69,424	68,617	67,594	66,352	66,329	63,867	63,844	63,823	63,306	62,291	62,275	62,259
	う ち 基 準 外 繰 入 金	89,905	74,464	71,559	68,141	67,568	61,306	60,733	60,166	58,430	55,533	54,967	54,397
資 本 的 収 支 分		14,157	16,881	16,906	16,931	16,956	16,981	16,603	5,918	5,942	5,966	5,486	5,095
	う ち 基 準 内 繰 入 金	7,078	8,440	8,453	8,465	8,478	8,490	8,301	2,959	2,971	2,983	2,743	2,547
	う ち 基 準 外 繰 入 金	7,079	8,441	8,453	8,466	8,478	8,491	8,302	2,959	2,971	2,983	2,743	2,548
合 計		173,486	159,962	156,059	151,424	150,853	142,154	141,180	129,907	127,678	123,789	122,728	121,751

経費回収率	$\frac{(B)ア}{(D)+(H)} \times 100$	18.4	24	24.6	25.2	25.5	26.6	26.9	28.5	28.9	29.6	30	30.3
他会計補助金比率	$\frac{\text{他会計繰入金計}}{(D)+(H)} \times 100$	69.9	65.3	64.6	63.7	63.5	61.9	61.6	59.5	58.9	58	57.7	57.3
企業債残高対料金収入比率	$\frac{(X)}{(B)ア} \times 100$	325.0	223.3	192.7	162.7	133.2	104.2	76.3	66.1	56.1	46.2	37.2	28.9